

14.5  
27

労働調査報告 28  
朝鮮人労働者問題  
大阪市  
国立国会図書館



始



工ト24-2

大阪市社會部調査課編纂

# 朝鮮人勞働者問題

京都 弘文堂發兌

大阪市社會部調查課編纂



朝鮮人勞働者問題

勞働調査報告  
No. 28

寄贈本

京都 弘文堂發兌

大正  
13. 4. 28  
寄贈

14.5-27

朝鮮人労働者問題目次

1

序……………一

第一章 朝鮮人労働者の調査に就て……………四

一 朝鮮人労働者の内地移住……………六

二 朝鮮人労働者と労働市場……………二〇

第二章 來住の原因……………三〇

第三章 労働状況……………七四

一 雇傭關係……………七四

二 労働者としての朝鮮人……………七七

第四章 生活状況

一	収入	八二
二	生活費	八三
三	教育	八五

第五章 來住の結果

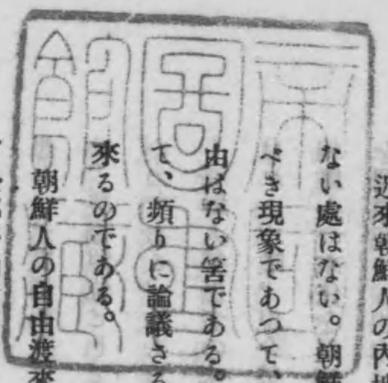
一	一般の生活向上	一〇一
二	成功と失敗	一〇四
三	内地社會と融合、社會化の程度	一一七

調査を終るに際して..... 一一八

朝鮮人労働者問題

序

近來朝鮮人の内地渡航の数は滔々決河の勢である。同時に内地各都市に於て朝鮮人労働者の姿を見ない處はない。朝鮮と内地との交通が日に月に開けて、内鮮人の往來が益々頻繁となるは、誠に喜ぶべき現象であつて、内鮮融和の前提として、歓迎すべき理由こそあれ、之を、兎や角問題視すべき事由はない筈である。然るに、朝鮮人が無制限に來住する此社會事實を、一つの重大なる社會問題として、頻りに論議する、矛盾を呈して居る、だから、茲に一應此問題を調査研究して見る必要が生じて來るのである。



朝鮮人の自由渡來が問題になる所以は、寧ろ數の問題でなく、質の問題である。偶々、彼等が殆んど全部労働者であるてふ事に存する。僅少の懐金、一包の携帶品より所持せざる、能力の低い労働者であるてふ事に歸着するのである。彼等朝鮮人労働者は、唯、内地へさへ來れば、幾らでも金儲けの蔓が摘めるやうに心得、着のみ着まゝで、漫然として渡來するのである。其期待の裏切られるのは當然の事であるが、そこに無理解な自暴自棄があり所謂不良な振舞が行はれる事ともなう。

一體、文化並に生活程度の低い労働者が、より高い場所へ流入する場合には、必ず、そこに排斥の問題が起る。程度の高い労働者の生活が脅かされるからである。而して内面に於て、或種の偏見を益々深くせしむるものである。然らば果して、經濟的方面より見て、朝鮮人労働者が我労働市場にそんな大きな影響を與へて居るだらうか。内地社會は朝鮮人労働者が經濟上に何か渦巻を起す可き事を豫想して、風聲鶴唳に驚かざるゝの神經衰弱に罹つて居るのではなからうか。元來、内鮮労働者の間には、労働單位としての能率に、大なる相違があるから直ちに、リブレスメントの問題には逢着しないのである。恰も日傭労働者の増加は、著しく熟練職工の生活を直接に脅かすことが少ない、と同じく朝鮮人労働者の來住は、直ちに、労働の廉賣によりて、内地労働市場を擾亂するものではないと思はれる。唯、現今勞資關係が著しく逼迫して居る際であり、労働者の不安其極に達し居る秋なれば、朝鮮人の來住を早速危險視して、民族的偏見を逞しくしたものはなからうか、思ふに朝鮮人労働者を問題視する根本は、經濟上の結果からと謂ふよりも、寧ろ心理上の何物かではなからうか。

朝鮮人に對し内地人が有する一種民族的の偏見は、掩はんとして、尙能く掩ひ得ざるものがある。之が爲め、内地民衆が朝鮮人の眞價を尊重して、公平に朝鮮人を判断せんとする時にも、内地民衆の心中は何時とはなしに混亂の生ずることを避け難く、其結果、朝鮮人に對する處置にも矛盾を生ずる事にもならう。如何にして、斯かる心理作用が起るか云ふ原因につき研究せんに、民族的偏見の中

に含まるゝ凡べての紛亂せる感情を分類すれば、民族上の敵意、民族上の傲慢、民族上の良心の三つを擧げる事が出来る。民族上の敵意とは、主として低級文化國民間に民族上の反抗を有する經濟的競争者の間に發見せられ、民族上の傲慢とは、より社會的にして美學的である、而して他民族の蠶食の爲めに危殆に瀕すると見える自民族の傳統に對する、忠義心の發露である。第三の民族的良心とは、一層高級文化の間に現るゝもので、此世界に異つた數民族の現存することを承認した上で、一層科學的且つ人道的なる觀察點から、自民族を評價するのである。是等三種の態度に伴ふ感情の基調を、怒り、恐れ、愛、と名づける事が出来る。言ひ換ふれば、憎惡、懸念、懇親、である。内地人の朝鮮人に對する意見を研究すれば、右三様の態度の存在することが發見される、而して、之を根軸として朝鮮人問題の論議が簇生するのである。唯、此間に共通した流れは、此偏見が階級の低度に比例し、原始的感情が深くなるものであつて、朝鮮人を憎惡するは、畢竟、無學者の致すところであると、結論する事が出来はしないかと思ふ。

内地人多數者間に、朝鮮人に對する純真なる友情の存在することは疑ふべくもない、今日迄に、多少内地人の態度に排斥的傾向が見えたとしても、其れは、決して、内地人全體に通じて當て嵌むる事は出来ない。但し朝鮮人に對する反感を誇張せる意見を集むる事は頗る容易である、何故といふに、反感に關する方面の材料は、友誼に關する材料よりも、人口に膾炙し易いからである。

然し朝鮮を併合せし主旨より推せば、朝鮮人を完全に保護指導すべきは吾人の義務である。吾人が朝鮮併合に因つて負ふべき損失は、當然吾人が支拂ふ可きものである。何となれば、韓國の不完全なる獨立は、實に帝國としては獅子身中の蟲であつたからである。一等文明國の國民を以て任する吾等に、彼等新附の民を絶大なる愛の力を以て抱擁なし得ざる理由が何處にあらう、彼等が生存競争場裏に於て敗北なす事は、自然の法則として一般民衆の直ちに如何ともなし得ざるところであるとしても、少くとも、心理上に於て民族的に原始的偏見を抱くが如き恥多き傾向は、直ちに擊退するに非ざれば、如何に爲政者が彼等を完全に保護指導せんと欲しても、其實を擧ぐるに由なきことである。

### 第一章 朝鮮人労働者の調査に就て

労働市場では、生活程度の低いもの程有利である、より安い賃銀で、より困難な仕事を、より長い時間やれるものが勝ち、資本家に歓迎されて、より高度の生活程度にある労働者に、排斥されるのが通則である。近時經濟界不況にして、内地労働者の失業續出し、而も、労働者の團體勢力によつて、僅かに、労働賃銀の低落を防止し、爲めに、從來の企業利潤を脅かさんとする傾向を顯して居る秋に際して、朝鮮人労働者の勢力廉賣は、茲に、新らしき社會問題を惹起するものである、と同時に彼等

の來住が急激に増加し、等しく就職難に陥り、困窮せる彼等の生活は、朝鮮人自身の社會問題を醸成せしめずには止まないものである。純經濟上の立場より觀れば、朝鮮人労働者と内地労働者との問題は、其關係に於ては、白人國に於ける有色移民問題と同様である。然しながら、朝鮮は我領土の一部であり、従つて、朝鮮人は吾々と共に日本帝國の臣民である。國內に於ては、居住、營業の自由は保障されて居る、彼等の來住は恰も生活、文化の低い田舎漢が働く可く都會に出て來るのと別に變りはないわけである。之に對して、制限を附する事は慎重な審議を俟たなければならない事である。さて一方内地労働者の正當の利益は當然保護してやらなければならない。朝鮮人労働者問題研究の必要なる、今更言を弄するに及ばない。日韓併合以來既に十餘年の星霜を経たると雖も、風俗、習慣、言語が異り、彼我の舊き民族的偏見は、一般社會に於て一朝、一夕に融和され難いものがある事を免れない。特に、最近内地に於て水平運動起りて、社會の耳目を惹きつゝある際に、一層融和の困難なる、能力小なる、朝鮮に於ける下層労働者の多數が、急激に來住して、資本主義の慘酷なる犠牲となり、益々、反社會的となるときは、遙かに、險惡なる新らしき問題を生じて、内面的には、常に孤獨を感じ、精神的には、自我の開展權能の自由を味ひ得ず、不健全思想醸成の中心部となり、朝鮮獨立運動と相結びて、帝國の調和、融合的發展を破壊する原因となる事は、自然の歸結である。斯く論じ來れば、此問題は實に重大なる國家の問題として忽せにすべからざる意義を有するものである。

一 朝鮮人労働者の内地移住

労働者が経済幼稚にして、生活程度の低き地より、其高き地に、移動するは、自然の勢である。國內に於て、農村労働者が都市に移動すると同様に、國際間に於ても貧國より富國に移動するは労働者移住の自然の方向とも謂ふ可きである。されば、東洋に於ては、勞銀と生活程度の最も高き我國に、朝鮮人、支那人労働者が來住する事は、敢て不可思議な現象ではないのである。然らば、何故に従來此等の労働者の來住が活潑に行はれなかつたかと云ふに、夫れは我國法律の制度が之を阻止したものである。仍ち

明治三十二年七月二十八日勅令第三五二號

(條約若ハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セザル外國人ノ居住及營業等ニ關スル件)

第一條 外國人ハ條約若ハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セザル者ト雖從前ノ居留地及雜居地以外ニ於テ居住移轉營業其ノ他ノ行爲ヲ爲スコトヲ得但シ労働者ハ特ニ行政官廳ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ從前ノ居留地及雜居地以外ニ於テ居住シ又ハ其ノ義務ヲ行フコトヲ得ズ

此但書に相應する、條約又は慣行上居住の自由を有せざる外國臣民にして、労働者として來住する者は、實際に於て支那人、朝鮮人を外にしては殆んど皆無と謂つてよいのである、而して爾來行政官廳の採つて來た不許可主義方針と、之に加ふるに此法令が經濟發達の程度に於て、我國が、支那と格

段なる相違なかりし時より、既に、施行されて居た爲めに、從來我國内に於ては外國労働者についての社會問題を惹起する事はなかつたのである。明治四十三年八月、帝國は韓國を併合し、同時に此規定は朝鮮人には適用されなくなつた。然し、降て大正八年に至りて朝鮮總督府警務總監部令第三號に依り旅行證明書制度を布くやうになつた。仍ち

大正八年四月警令第三號

(朝鮮人ノ旅行取締ニ關スル件)

朝鮮人ノ旅行取締ニ關スル件左ノ通定ム

- 第一條 當分ノ内朝鮮外ニ旅行シ又ハ朝鮮内ニ渡來スル朝鮮人ハ左ノ各號ニ依ルヘシ
  - 一 朝鮮外ニ旅行セムトスル者ハ居住地所轄警察署 警察ノ事務ヲ取扱フ憲兵分隊 又ハ警察官駐在所 憲兵駐在所ニ旅行ノ目的及旅行地ヲ届出テ旅行證明書ノ下付ヲ受ケ朝鮮最終ノ出發地ノ警察官 憲兵ヲ含ムニ之ヲ提示スヘシ
  - 二 朝鮮内ニ渡來セムトスル者ハ前號ノ證明書又ハ在外帝國公館ノ證明書ヲ朝鮮最初ノ到着地ノ警察官ニ提示スヘシ
  - 三 前二號ノ證明書又ハ外國旅券規則ニ依ル旅券ヲ有セサル者ハ朝鮮最終ノ出發地又ハ朝鮮最初ノ到着地ヲ管轄スル警察署又ハ警察官駐在所ニ自ラ出頭シ旅行ノ目的及旅行地ヲ届出ツヘシ但シ警察官ニ於テ取締上特ニ其ノ必要ナシト認メタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 本令ノ規定ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附則 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

斯くて、朝鮮人の渡來に對しても、相當制限を附せしが、世界戰爭中勞力供給者缺乏せし際には、比較的寛大に、朝鮮人の來往を許可して居たのであつた。

然し同じ領土に生活する、同じ國民の間に、交通移轉の自由が保障されない程、國家として恥辱なものではなかつた。終に、大正十一年十二月自由渡航の制は布かれた。仍ち

朝鮮總督府令第一五三號

大正八年警務總監部令第三號ハ之ヲ廢止ス

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十一年十二月十五日

茲に於て、朝鮮人の内地渡來は自由になつた。其れと同時に、朝鮮下層民、換言すれば小作農夫の來往は決河の勢を以て増加した。時正に、朝鮮に於ける新施政として、所謂文化政治が漸く朝鮮全土に普及し、對鮮人同化政策の標語たる一視同仁の宣傳が、一層、朝鮮人來往者を力づけ、内地移住の要求を強めた事は事實である。

茲に、旅行證明書制度を廢止せし十二月十五日を境界として、其前後一ヶ月間の渡來者を鐵道省關釜連絡船の便乘者に就き比較せしに、僅か一ヶ月間に於て、然も僻地には未だ自由渡航制度の一般に知れ渡らざる以前に於て、既に、六千五百二十四人の増加を示して居る。

又、別に、來住の状態を月別に比較調査せしに、七ヶ月間に二萬八千二百六人、平均一ヶ月に、四

千餘人の増加となつて居る。

(旅行證明書廢止前後に於ける朝鮮人渡來者表)

職業	自大正十一年十一月十五日一ヶ月間		自大正十一年十二月十五日一ヶ月間		備考	差引増減
	男	女	男	女		
學生、生徒	7	3	7	3		0
官公吏	2	1	2	1		0
銀行會社員	1	1	1	1		0
學校教師	1	1	1	1		0
新聞雜誌記者	1	1	1	1		0
醫師辯護士	1	1	1	1		0
商業	7	3	7	3		0
工業	1	1	1	1		0
農業	26	1	26	1		0
各種職工	11	3	11	3		0
雜役勞働	118	27	118	27		0
船員	1	1	1	1		0
無職	25	12	25	12		0
其他	79	33	79	33		0
計	176	69	176	69		0
			5,115	1,011	11,020	6,905

(旅行證明書制度施行期間中と之が廢止後との朝鮮人來往月別比較表)

月	大正十一年			大正十二年			差引増減
	渡來者	歸還者	小計	渡來者	歸還者	小計	
一	三,101	三,966	七,068	九,873	四,610	一五,483	八,665
二	五,201	一,855	七,056	六,555	六,555	一三,110	五,346
三	九,124	四,977	一四,101	五,299	四,555	九,854	一五,249
四	九,377	五,179	一四,556	一〇,361	五,276	一五,637	一,081
五	一〇,333	七,771	一八,104	九,368	五,677	一五,045	三,059
六	一〇,126	六,600	一六,726	八,126	五,766	一三,892	二,894
七	七,970	五,964	一三,934	一〇,333	七,073	一七,406	三,472
計	六,000	五,559	一三,559	八,050	四,811	一二,861	一,698

備考 △印は減を示す

茲に注意すべきは、朝鮮人の來往が、季節に因りて、非常なる異動のあることである。これは、朝鮮人は、支那人と等しく、正月(但し太陰曆)と、祖先の祭禮には、如何なる遠隔の地にあるも、故郷に歸らざる可からずとの、慣習に據るものにして、殊に、内地に來住なし居る質朴なる田舎農民の間に於ては、此觀念強く、事情の許す限りを盡して歸郷するものである。故に此時期に於ては歸還者多く、之を経過せば再び大舉して渡來するのである。

近時小作農夫の内地に來住するもの愈々多く、爲めに、南鮮の或る地方にては、農事労働者拂底し、小作料も小作人に有利となり、農繁期に於ては、内地來住の朝鮮人にして歸農するもの多きに及び、

恰も我國北陸地方の農夫が、農繁期以外は出稼すると同じやうな傾向を呈して居る處もある。  
左に大正十一年一月以降の來往異動を示せば、即ち

(朝鮮人來往月別統計表)

月	渡來者			歸還者			渡來者一に對する歸還者の比
	男	女	計	男	女	計	
十一年一月	二,555	四,677	三,101	三,265	七〇一	三,966	一・二〇六
二月	四,699	一,101	五,800	一,211	五〇一	一,712	・三三
三月	七,771	一,333	九,104	四,077	九50	五,027	・五五
四月	七,555	一,771	九,326	四,103	八55	五,158	・五四
五月	八,444	二,111	一〇,555	七,107	七〇〇	七,807	・七三
六月	八,444	一,555	一〇,000	五,933	六六六	六,600	・六六
七月	六,777	一,000	七,777	五,444	四八二	五,926	・七六
八月	七,777	一,111	八,888	四,666	三三三	五,000	・五五
九月	七,999	九55	八,954	三,555	三〇〇	四,855	・五八
十月	四,111	三九二	四,503	三,555	三55	三,910	・八四
十一月	三,333	三九四	三,727	三,555	三〇〇	四,855	・一・二九
十二月	八,555	四八二	九,037	四,666	三七六	五,042	・五五
十二年一月	九,333	五55	九,888	五,444	四〇〇	五,844	・五九
二月	六,111	四四四	六,555	五,444	三〇〇	五,744	・九三
三月	三,777	一,333	五,110	四,103	四〇〇	四,503	・八八
四月	九,333	一,033	一〇,366	四,855	四〇〇	五,255	・五〇

本表に現れしが如く、太陰暦の正月以前即ち一月には歸還者多く、正月後の三月、四月に於ては、渡來者が著しく増加する。次で、農繁期たる七月、八月に歸還者多く、年末に際して再び渡來するが如き狀況を示して居る。

かくして、渡來する朝鮮人は内地何れの方面に分布され居るか、これを關門に於て各渡來者が所持せる鐵道乗車券の行先により、府縣別に區分すれば、次表の如くである。

(渡來鮮人府縣別分布表)

府縣	大正十二年五月		大正十二年六月		大正十二年七月		計	渡來者一に對する歸還者の比
	男	女	男	女	男	女		
東 京	7,377	10,091	5,215	5,114	5,687	5,687	67.7	
大 阪	7,377	9,091	8,215	8,114	7,687	7,687	73.3	
神 戶	9,577	8,591	10,215	10,114	7,087	7,087	73.9	
京 都	15,277	19,391	17,215	17,114	16,687	16,687	77.6	
計	40,607	47,164	45,740	45,555	47,148	47,148		

府縣	大正十二年五月		大正十二年六月		大正十二年七月		計
	男	女	男	女	男	女	
兵 庫	1,268	1,591	1,261	1,717	1,008	1,717	1,717
廣 島	3,591	5,091	3,331	4,517	4,008	4,517	4,517
山 口	2,233	2,901	2,233	2,901	2,233	2,901	2,901
山 形	1,233	1,601	1,233	1,601	1,233	1,601	1,601
長 崎	1,233	1,601	1,233	1,601	1,233	1,601	1,601
熊 本	1,233	1,601	1,233	1,601	1,233	1,601	1,601
大 分	1,233	1,601	1,233	1,601	1,233	1,601	1,601
靜 岡	1,233	1,601	1,233	1,601	1,233	1,601	1,601
滋 賀	1,233	1,601	1,233	1,601	1,233	1,601	1,601
鹿 嶋	1,233	1,601	1,233	1,601	1,233	1,601	1,601
佐 賀	1,233	1,601	1,233	1,601	1,233	1,601	1,601
德 島	1,233	1,601	1,233	1,601	1,233	1,601	1,601
香 川	1,233	1,601	1,233	1,601	1,233	1,601	1,601
三 重	1,233	1,601	1,233	1,601	1,233	1,601	1,601
福 井	1,233	1,601	1,233	1,601	1,233	1,601	1,601
山 梨	1,233	1,601	1,233	1,601	1,233	1,601	1,601
岐 阜	1,233	1,601	1,233	1,601	1,233	1,601	1,601
和 歌 山	1,233	1,601	1,233	1,601	1,233	1,601	1,601
新 潟	1,233	1,601	1,233	1,601	1,233	1,601	1,601
長 野	1,233	1,601	1,233	1,601	1,233	1,601	1,601
茨 城	1,233	1,601	1,233	1,601	1,233	1,601	1,601
計	21,607	27,164	21,607	27,164	21,607	27,164	

表中山口縣への渡來者、最多數を占むれども、こは下關までの乗車券を所持する渡來者の多きが爲にして、重に、初めての渡航者か、然らずんば、乗車券の紛失を恐れて中繼的に乗車券を購入する者

計	大正十二年五月												大正十二年六月												大正十二年七月																																
	海	太	道	川	形	玉	田	森	島	崎	宮	千	愛	島	島	富	群	榑	海	太	道	川	形	玉	田	森	島	崎	宮	千	愛	島	島	富	群	榑	海	太	道	川	形	玉	田	森	島	崎	宮	千	愛	島	島	富	群	榑	計		
八、三九	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三	三	三	三	九	七、三三	三	五	三	八	九	一	一	五	五	四	八	六	元	七	九	五	三	六、九	四	一	三	二	九	一	一	七	五	四	九	三	八	九	五	三	計			
一、〇〇	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三	七	一	五	三	八、一三	七	五	三	二	九	一	一	七	五	四	九	三	八	九	五	三	九、九七	二	一	三	二	一	五	四	三	一	六	二	元	四	五	七	四	六	八	五	三	計
九、三六	三	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四	一	四	三	三	一、三六	七	五	三	二	九	一	一	七	五	四	九	三	八	九	五	三	一、〇〇	二	一	三	二	一	五	四	三	一	六	二	元	四	五	七	四	六	八	五	三	計
九、三六	三	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四	一	四	三	三	九、三六	七	五	三	二	九	一	一	七	五	四	九	三	八	九	五	三	一、〇〇	二	一	三	二	一	五	四	三	一	六	二	元	四	五	七	四	六	八	五	三	計
九、三六	三	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四	一	四	三	三	九、三六	七	五	三	二	九	一	一	七	五	四	九	三	八	九	五	三	一、〇〇	二	一	三	二	一	五	四	三	一	六	二	元	四	五	七	四	六	八	五	三	計
九、三六	三	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四	一	四	三	三	九、三六	七	五	三	二	九	一	一	七	五	四	九	三	八	九	五	三	一、〇〇	二	一	三	二	一	五	四	三	一	六	二	元	四	五	七	四	六	八	五	三	計
九、三六	三	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四	一	四	三	三	九、三六	七	五	三	二	九	一	一	七	五	四	九	三	八	九	五	三	一、〇〇	二	一	三	二	一	五	四	三	一	六	二	元	四	五	七	四	六	八	五	三	計
九、三六	三	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四	一	四	三	三	九、三六	七	五	三	二	九	一	一	七	五	四	九	三	八	九	五	三	一、〇〇	二	一	三	二	一	五	四	三	一	六	二	元	四	五	七	四	六	八	五	三	計
九、三六	三	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四	一	四	三	三	九、三六	七	五	三	二	九	一	一	七	五	四	九	三	八	九	五	三	一、〇〇	二	一	三	二	一	五	四	三	一	六	二	元	四	五	七	四	六	八	五	三	計
九、三六	三	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四	一	四	三	三	九、三六	七	五	三	二	九	一	一	七	五	四	九	三	八	九	五	三	一、〇〇	二	一	三	二	一	五	四	三	一	六	二	元	四	五	七	四	六	八	五	三	計
九、三六	三	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四	一	四	三	三	九、三六	七	五	三	二	九	一	一	七	五	四	九	三	八	九	五	三	一、〇〇	二	一	三	二	一	五	四	三	一	六	二	元	四	五	七	四	六	八	五	三	計
九、三六	三	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四	一	四	三	三	九、三六	七	五	三	二	九	一	一	七	五	四	九	三	八	九	五	三	一、〇〇	二	一	三	二	一	五	四	三	一	六	二	元	四	五	七	四	六	八	五	三	計

の多きが爲である。前者は、何等内地の事情を知る事なく、唯、漠然として渡來するものであつて、彼等が下關を行先地とするのは、唯、單に、下關が朝鮮より内地へ到るその交通の道程に於て最近距離にあるてふ事より外に理由はないのである。然し、彼等は旅費の殘額を持つて居る、而して、下關にて此地の舊來住朝鮮人労働者の自己の利益の爲になす排斥的勸告と、同行の多數朝鮮人の向ふ都市への憧憬とに誘はれて、直ちに、分散して、殆んど、一日もこゝまる事がない、かくして、彼等の大部分は大阪、福岡の方面へ漠然として旅立つのである。現在下關市には約千人、山口縣下を通じて約五千人の朝鮮人が居住して居るに過ぎない、同時に、大阪、福岡方面に渡來する朝鮮人は、實際に於て、表の數よりも多いのである。

然らば、從來内地に來住せし朝鮮人は何程なりや、と云ふに、大正六年以前は、材料を蒐集なし得ざりしを以て、的確なる數字を掲上し難きも、各方面の情報を綜合すれば、日韓併合以來大正五年末迄には、渡來者、歸還者を差引して殘留者と看做さる可きもの優に三萬人に達するも、統計面に掲記するには餘りに根據薄弱なるを以て、一先づ之を保留して大正六年以後關門入港船舶の便乗者（從來朝鮮より内地へ航海する船舶は必ず第一に關門に碇泊せしものなり）についての朝鮮人來往統計（山口縣外事警察係調査）により、内地來住者の數を測定せば、即ち次表の如き結果となるのである。

別に大正十二年二月より、朝鮮濟洲島と大阪とを直航する朝鮮人専用汽船の航路開けてより、之を

利用して來往せし朝鮮人の數を測定し、以て双方の計を通算せしに、實に十二萬餘人の殘留者を算出する事が出來たのである。尤も、こゝに殘留者と假定せしものは渡來者より歸還者を差引したるものにして人口動態に於ける出生、死亡の關係を度外視したるところに確實性を缺く嫌ひはあれども、實際、來往朝鮮人について出生、死亡は之を知る材料に乏しく、また大體に於て概數を知るには出生、死亡の變化をなきものと着做して大差ないと考へたからである。

大正六年	渡來者		歸還者		差引殘留者	
	男	女	男	女	男	女
大正六年	二,三六六	二,七六六	三,四八八	四,九〇九	七,六八八	二,三三〇
七年	二,五三三	二,七七一	一,七九八	三,〇九一	九,七三〇	二,一五〇
八年	二,九一〇	一,八八八	一,〇五二	二,二七九	七,四三三	一,八七〇
九年	三,〇三三	二,八三二	二,〇〇一	三,〇九七	六,〇三九	一,〇七〇
十年	三,三〇一	五,八七二	三,八六六	二,〇九七	九,四八八	三,二四〇
十一年	七,六六五	三,〇五五	五,二六六	七,〇七三	二七,三六七	五,九九〇
大正十二年一月	九,三三八	五,五五五	五,四七七	四,〇三三	三,九二一	一,三三〇
二月	六,一〇〇	四,四四五	五,〇九五	四,七〇〇	三,九二一	一,三三〇
三月	三,七七一	一,四三三	四,一〇〇	四,五五五	三,九二一	一,三三〇
四月	九,三四八	一,〇〇三	四,八五五	四,四四四	一九,六七二	一,〇四四
五月	八,三九九	一,〇〇九	五,一七三	五,二二七	四,四九五	五,八〇〇
六月	七,三七七	九,九〇九	五,三三三	五,四八三	三,一八六	四,九四五
七月	九,五七七	八,五八五	六,四八四	五,七九六	一,九〇四	四,九四五
計	二五,二〇五	三三,〇四四	二五,〇七七	二七,〇九七	一〇四,三三四	一五,七〇〇

（内鮮間鮮人専用汽船發着状況）

月	月別	經營者名	回数	大阪着人員	回数	大阪發人員	差引殘留者
二	二月	濟友社	二	一三	二	一〇	▲
三	三月	金乘社	一	一	一	一	▲
四	四月	濟友社	一	一〇〇	三	一〇	▲
五	五月	尼ヶ崎汽船	三	一,〇〇	三	七	▲
六	六月	濟友社	一	一〇	一	一	▲
七	七月	尼ヶ崎汽船	四	一〇	三	七	▲
八	八月	濟友社	一	一〇	一	一	▲
九	九月	尼ヶ崎汽船	三	一〇	三	七	▲
十	十月	濟友社	一	一〇	一	一	▲
十一	十一月	尼ヶ崎汽船	四	一〇	三	七	▲
十二	十二月	濟友社	一	一〇	一	一	▲
計	計	ニヶ崎汽船	二	三,六〇	二	一,〇〇	▲

一方、内地各府縣の朝鮮人戸數人員調査に依り、總人口を掲上すれば、九萬一千七百八十二人（本統計表作成の時までに神奈川縣、埼玉縣、群馬縣の朝鮮人戸口調査表——此合計人員約二千人——到着せざりしを以て之を除けり）となり、前統計の大正六年以降のものと比較して尙三萬人許りの減少となつて居る。

この差の生ずる所以は、朝鮮人日傭労働者が、定住性を缺ぐを以て、調査上遺漏多く、正確を期するに甚だ困難なること、各府縣の調査の月が一定せざりしことが、主因せしものにして内地來往朝

鮮人は實際に於て十三萬人を降らざる情勢である。北海道及樺太來住の朝鮮人中には内地を経由せしものと西伯利を経由せしものとの兩方面よりの來住者があつて西伯利經由のものは勿論前統計表の渡來者中には著はれて居ないものである。(六九頁參照)

縣	戸数を構へて居る者		一月を構へざるも九十日以上同一町村に居住せる者		其他の者		計	調査月日
	男	女	男	女	男	女		
廣島縣	二八〇	一七〇	三六	一六	一	一	三九	九月末日
山口縣	一	一	一	一	一	一	一	六月末日
香川縣	三	一	一	一	一	一	一	六月末日
愛媛縣	三	一	一	一	一	一	一	六月末日
高知縣	一六	一	一	一	一	一	一	九月十日
徳島縣	一七	一	一	一	一	一	一	六月末日
沖繩縣	七	一	一	一	一	一	一	六月末日
鹿兒島縣	七	一	一	一	一	一	一	六月末日
宮崎縣	一	一	一	一	一	一	一	六月末日
大分縣	一六	一	一	一	一	一	一	六月末日
佐賀縣	一	一	一	一	一	一	一	六月末日
熊本縣	一	一	一	一	一	一	一	六月末日
長崎縣	一	一	一	一	一	一	一	七月末日
福岡縣	一,四〇〇	一,二二一	二,〇〇八	一,七〇六	四,六〇九	四,〇六五	八,六七四	六月末日
兵庫縣	一,〇七〇	八〇	一,一七〇	二,〇三三	三,一〇三	二,六二九	五,七三二	六月末日
鳥取縣	五	五	二	五	一	一	一	八月末日
島根縣	一,二〇	一,九六	九六	二,一七	一,三三	一,〇一	二,三四	九月末日
京都府	三	一	一	一	一	一	一	九月末日
奈良縣	七〇	一五	二四	二九	一〇	一	一	八月末日
和歌山縣	七〇	一	一	一	一	一	一	八月末日
滋賀縣	一五	一	一	一	一	一	一	六月末日
三重縣	一五	一	一	一	一	一	一	六月末日
岐阜縣	一五	一	一	一	一	一	一	六月末日
静岡縣	一五	一	一	一	一	一	一	九月末日
愛知縣	一三	一	一	一	一	一	一	八月末日
長野縣	一三	一	一	一	一	一	一	八月末日
山梨縣	一三	一	一	一	一	一	一	八月末日
福島縣	一三	一	一	一	一	一	一	八月末日
石川縣	一〇	一	一	一	一	一	一	三月末日
富山縣	一〇	一	一	一	一	一	一	六月末日
新潟縣	一〇	一	一	一	一	一	一	六月末日
東京府	三三	一八	一〇五	二,五六	一〇三	二,五六	一,九五	九月二十日
埼玉縣	三三	一八	一〇五	二,五六	一〇三	二,五六	一,九五	八月末日
神奈川縣	三三	一八	一〇五	二,五六	一〇三	二,五六	一,九五	八月末日
群馬縣	三三	一八	一〇五	二,五六	一〇三	二,五六	一,九五	八月末日
群馬縣	三三	一八	一〇五	二,五六	一〇三	二,五六	一,九五	八月末日

縣	戸数を構へて居る者		一月を構へざるも九十日以上同一町村に居住せる者		其他の者		計	調査月日
	男	女	男	女	男	女		
群馬縣	三三	一八	一〇五	二,五六	一〇三	二,五六	一,九五	八月末日
埼玉縣	三三	一八	一〇五	二,五六	一〇三	二,五六	一,九五	八月末日
神奈川縣	三三	一八	一〇五	二,五六	一〇三	二,五六	一,九五	八月末日
東京府	三三	一八	一〇五	二,五六	一〇三	二,五六	一,九五	八月末日
新潟縣	一〇	一	一	一	一	一	一	六月末日
富山縣	一〇	一	一	一	一	一	一	六月末日
石川縣	一〇	一	一	一	一	一	一	六月末日
福井縣	一〇	一	一	一	一	一	一	三月末日
山梨縣	一三	一	一	一	一	一	一	八月末日
長野縣	一三	一	一	一	一	一	一	八月末日
愛知縣	一三	一	一	一	一	一	一	八月末日
静岡縣	一三	一	一	一	一	一	一	九月末日
岐阜縣	一五	一	一	一	一	一	一	六月末日
三重縣	一五	一	一	一	一	一	一	六月末日
滋賀縣	一五	一	一	一	一	一	一	六月末日
和歌山縣	七〇	一	一	一	一	一	一	八月末日
奈良縣	七〇	一	一	一	一	一	一	八月末日
京都府	三	一	一	一	一	一	一	九月末日
大阪府	一,二〇	一,九六	九六	二,一七	一,三三	一,〇一	二,三四	九月末日
鳥取縣	五	五	二	五	一	一	一	八月末日
島根縣	一,二〇	一,九六	九六	二,一七	一,三三	一,〇一	二,三四	九月末日
兵庫縣	一,〇七〇	八〇	一,一七〇	二,〇三三	三,一〇三	二,六二九	五,七三二	六月末日
徳島縣	一七	一	一	一	一	一	一	六月末日
高知縣	一六	一	一	一	一	一	一	六月末日
愛媛縣	三	一	一	一	一	一	一	六月末日
香川縣	三	一	一	一	一	一	一	六月末日
山口縣	一	一	一	一	一	一	一	六月末日
廣島縣	二八〇	一七〇	三六	一六	一	一	三九	九月末日

郡縣	一戸を構へて居る者		一戸以上同一町に居住せる者		其他の者		計	調査月日
	男	女	男	女	男	女		
栃木縣	1	1	1	1	1	1	5	十月廿五日
茨城縣	1	1	1	1	1	1	5	十月二十日
千葉縣	6	7	6	6	8	8	32	九月末日
秋田縣	6	7	6	6	8	8	32	八月末日
山形縣	3	4	3	3	4	4	17	九月末日
青森縣	5	6	5	5	6	6	23	九月末日
宮城縣	2	3	2	2	3	3	10	九月一日
岩手縣	6	7	6	6	8	8	32	九月一日
福島縣	3	4	3	3	4	4	17	十一月五日
北海道	10	11	10	10	12	12	45	十一月末日
計	6,052	7,433	3,105	3,105	2,562	2,562	21,010	

備考 調査年は大正十二年  
調査月の記入なきは調査月日の報告なかりしもの

### 二 朝鮮人労働者と労働市場

經濟上の方面より朝鮮人労働者が問題視されるには、實に、労働市場に於ける影響なりとす。朝鮮人労働者が、内地労働市場に於て、如何なる地位を占めて居るか、換言すれば、内地労働者が來住鮮人の

郡縣	學生		精神労働者		筋内労働者		其他の營業者及無職者		計	調査月日
	男	女	男	女	人夫	職工	男	女		
福岡縣	3	3	1	1	9,632	6,010	1,799	1,799	23,266	六月末日
長崎縣	1	1	1	1	1,544	2,000	45	45	3,635	七月末日
佐賀縣	1	1	1	1	1,734	2,000	45	45	3,785	七月末日
大分縣	1	1	1	1	1,734	2,000	45	45	3,785	七月末日

の爲めに、如何なる競争を蒙りつゝありやを研究する事に依りて、朝鮮人労働者來住問題の調査を必要とする重大なる意義を發見する事が出来るのである。

元來、内地へ來住する朝鮮人労働者は殆んど農夫であつて、何等機械工業労働の訓練も知識もないのである。従つて、彼等の唯一の資産はたゞ筋肉力を以て、直接にする、活動のみであつて、到底複雑なる生産工業の労働者として直ちに役に立ち難い事は勿論である。されば、朝鮮人労働者の内地労働市場に於ける、労働需給の方向は、重に、人夫、手傳、土方の種類であつて、職工、職工見習、徒弟等は比較的少數である。

次表に示さるゝが如く、來住朝鮮人八萬八千二百七十二人中、七萬七千九百八十人は、筋肉労働者にして、其中、六萬一千五百二十八人は、土方、人夫である。職工の主なるものは、紡績、機械、(重に女工一五頁参照) 硝子工にして大阪、兵庫、京都、愛知、和歌山等の府縣に職工の多きはこの例である。



如何なる理由に據り、朝鮮人労働者が、機械工業の職工として成長せざるや。調査者が、其方面の實際を調査せし感想を述べんに――

一 大工場と朝鮮人労働者

茲に、改めて述ぶる迄もなく、現今の生産方法は殆んど分業である。而して、個々の生産品の組合せにより、或は各々獨立の持場にある労働者の部分的加工の連續によりて、一つの完成品を産出する、所謂、労働分擔(技術的分業)が普く大企業を支配して居る。この勞力合同の生産徑路に於て、何れの部分生産に於ても、不熟練労働の交らんか、生産品全體の價値を直ちに破壊する結果となるものなれば、分業の技術的方面に於ては、勞銀の低廉なる不熟練労働者よりも、假令勞銀は高くとも、熟練労働者を求むる事切にして、殊に、手近の利益を擧ぐる事のみ汲々たる、經濟主義的資本企業家が、不熟練なる、能率低き、朝鮮人労働者を雇傭して、實地養成し、以て、他日の熟練職工を生み出さんとするには、餘りに、朝鮮人労働者の素質悪しく、勞力供給の拂底なる時期なれば兎に角、熟練労働者さへ、失業に悩む、現在の労働需給状態の下にありては、到底朝鮮人労働者を容るゝ餘地がないのである。加ふるに、身體を勞する事より逃れんと努め、利の爲めに流轉常ならざる朝鮮人労働者

の通弊は、揭示文をさへ解し能はざる不自由さ加減と結び付けられて、大工場の等しく歓迎しないところとなり、大工場の直接使用人として、朝鮮人職工は至極稀れに看るに過ぎざる有様である。

二 紡績會社と朝鮮人労働者

紡績工として朝鮮人労働者は、其技能を相當著はして居る。殊に女工は、内地人女工と伯仲にありてふ定評を與へられて居る位である。然らば、朝鮮人労働者が何故に此方面に發展せざるや、一通り研究して見る必要がある。元來纖維工業企業者は、其労働者(主として女工)を得るに可成苦心するものであつて、或る時代に於ては、女工の爭奪さへ盛んに行はれし事は、世人の記憶に存するところである。而して、此種の何れの會社も、年々、歳々、莫大なる費用を投じ、眞摯なる態度を以て、所謂募集地なるものを經營して、専ら女工の募集に努めしものなりしが、近來男工も、これを都會に於て求むる時は、労働組合などの支配の下に、企業者を脅す事多きを以て、これも田舎より募り來るやうになつたのである。現時、農村疲弊して、各募集地より供給さるゝ勞力甚だ多く、加ふるに、纖維工業の不振は、勞力の需要を少からしめ居る有様なれば、假令朝鮮人労働者を使役するは、相當有利なる事、明らかなるも、一方、募集地より供給さるゝ勞力を斥けて、朝鮮人労働者を使役する時は、折角の募集地も、直ちに、競争者に奪はれて、事業擴張等に際し、不時に勞力の缺乏を感じたる時に於ても、如何ともなし能はざる窮境に面するを免れ得ざる結果となるものなれば、勢ひ朝鮮人労働者

は、此方面にも疎せらるゝ立場に置かれるのである。一面、朝鮮人労働者が定住性を缺き、一人が歸郷するときは、其團體全部も附和雷同的に行動を共にするが如き(特に女工に多し)、企業者の最大不安とするところにして、進んで、朝鮮人労働者を使役なし得ざる一原因である。

### 三 小工業者と朝鮮人労働者

茲に於て、朝鮮人労働者の需要方面は、其範圍非常に縮小せられ、唯、單に、勞銀の低廉なるてふ事のみを最大要件とする小企業家に依つて、好況時代、勞力不足の時期に著しく需要されしが、現在に於ては唯、昔日の殘骸を止むるに過ぎざる状態である。夫れも、同一工場に於て、朝鮮人労働者が内地人労働者と、數に於て殆んど同等になる時は、朝鮮人労働者は團結力を以て、屢々内地人労働者と對抗して、物議を醸すこと多きを以て、小工業者と雖も、朝鮮人労働者雇傭の數を制限せんとする傾向がある。唯、硝子工場に於ては朝鮮人労働者が其仕事の性質上、相當適合なし居る爲めか、今後發展の餘地ありと看られて居る。(調査報告硝子製造従業員の労働と其生活参照)

### 四 朝鮮人労働者と農業

渡來朝鮮人は、元來、農夫なるを以て、これを農業労働者に使役せば相當成績を擧ぐるならんと、曾て、或る地方に於て地主が、小作爭議の結果返上されたる小作地に、朝鮮人労働者四十人許りを使役した。然るに、彼等は苗の植付日の前日に到り、前小作人に僅少なる金錢にて買收され、苗の植付

をなさず逃走せし事實があつた。勿論、其裏面に於て、朝鮮人労働者が内地の事情を解せず、加ふるに、當該爭議に於ける、小作人側の迫害に逢ひ、止むを得ず自己の職業を放棄せしものならんも、一面地主側よりは簡單に、朝鮮人労働者頼むに足らず、と稱せらるゝものも亦如何ともなし得る事が出来ないのである。それは、地主が、小作爭議に對する自己の主張を貫徹せんが爲め、何等内地の事情に通せざる朝鮮人労働者を利用せし謬見に基くものなれど、一般に、農業労働者としての朝鮮人労働者は、其動作甚しく緩慢にして、到底、内地人の農業労働者と比較すべくもあらず、内地人農夫が早朝より日没まで晝飯時と午前午後各々一回、の休憩時を外にしては、野良仕事に孜々たるに反し、來住朝鮮人農夫が、一仕事毎に骨休みをなし、肥料を施すにも人糞を手掴みにて遅々たるが如き、殊に、農繁期、苗の植付に際して、内地人農婦が、一人一日優に一反歩の植付をなすに反し、朝鮮人農夫が、その半分も成し得ざる等、實際に於て、朝鮮人農夫の價值低きを證するのである。加ふるに、朝鮮人農夫が、内地農夫の活動を體驗して、到底、自己の力の及ぶところに非ずとなし、其仕事より自ら離るゝが如き、或は又、耕作地を利用して間斷なく種々の作物の收穫を得せしめんと督勵なせど、疲勞なしたる彼等は、寧ろ、安逸を希ふに切なるが如き、農業労働者としての朝鮮人労働者も、結局期待を裏切りしものと、謂ふべきものである。

### 五 朝鮮人労働者の落ち行く先

上述の如く、朝鮮人労働者は一般に工業、農業より甚だしく疎んせられ、勢ひ彼等は土木事業労働者へと驅逐されて行くのである。否、驅逐されるゝと謂ふよりも、單調なる労働を自ら求めて行くのである。而も、土木業者間に於ても、一流のところでは、朝鮮人労働者は餘りに無責任にして彼等を使役せん乎、如何なる重要個所の工事についても、監督者の眼を盗みて手間をはぶき、延いては、累を後日に及ぼすものごなし、却て、朝鮮人労働者を避くるが如く、彼等は茲に於ても、勞銀の安きを最大要件となすが如き、餘り質の良からざる土木業者の間に、使役せらるゝのである。然れども、土木事業方面の人夫募集の困難と、之に伴ふ費用の多大とは、漸次朝鮮労働者を重寶とするが如くなり、彼等は、確に、此方面に活路を見出したわけである。

右は朝鮮人労働者が土方人夫の方面に多く職を有する理由の概説である。然らば、労働市場に於て彼等如何なる地位を占むるや、彼等の來住に據りて從來の内地労働者は労働市場より驅逐されたるや。大體より看れば、朝鮮人労働者の來住により、内地労働市場に與へたる影響は、其結果より論ずるときに、殆んど皆無と謂つてよい位である。彼等は當初機械職工として、小工業者の間に、好況時代勞力不足の當時は需要が多かつた。然し、決して、内地労働者の地位を奪つたものではない、唯、單に、勞力の不足を補つたに過ぎないのである。而も、不況時代に入りては一樣に解雇され、此時代に於ては、内地失業労働者の爲め寧ろ職を奪れた觀がある。一方、朝鮮人労働者が最も多數を占む

る、土方、人夫稼業にありても、彼等は内地労働者を驅逐して、置換的に、其地位を占めしものと謂ふのではなく、之も、其缺を補ひたるものと看做すべきである。元來、内地に於ては、土方、人夫稼業は、一般に、卑賤なる稼業として、避忌せられ、土木工事を起すにつきては、從來、少からず土方、人夫の募集難を啣つたものであつた。而も、近來、國家的都市計畫事業に刺戟され、一般土木建築事業大いに起り、益々土方人夫の勞力の缺乏を感じる秋に、朝鮮人労働者が之に従事し、其事業を経験するに従ひて此職業を專業とせしものにして、低廉なる勞銀と、低級なる生活とによりて、内地人土方、人夫を驅逐せしに非ずして、内地人土方、人夫の最下級の者の手下に使役されたるものである。然りと雖も、現在彼等が土方、人夫方面に於て有する勢力は、確に、内地人失業者が、所謂不熟練労働者として土方、人夫の業に入らんとするものを遮るには充分である。東京市に於ける、道路工事用人夫として、朝鮮人労働者を唯一のものごなし居るが如き、又、大阪地方に於ける、築堤、或は改溝工事に朝鮮人労働者の重要さるゝ、其好適例である。故に、現時の状態にありては、内地人と、朝鮮人との職業上に於ける競争としては、一般市場裏にあらはれざるも、内地人失業者愈々増加して、職を求むるに職を擇ばざるが如くなり、内地人失業者の多數と、朝鮮人労働者が、土木事業労働者の方面に於て、共に、不熟練労働者として、相争ふが如くなる時は、茲に、一つの問題を惹起せずして止まざるは必然の事であるが、現在、土木事業に於て、内地人は熟練労働者として、朝鮮人は不

熟練労働者として、區別し使役さるゝにより、此種労働者の一般労働を下落せしめ、次で生活標準の低下を意味するが如き窮境からは、僅に、免れて居るのである。

## 第二章 來住の原因

かくも多くの朝鮮人が、來住するに就いて、その、原因となれるものは何んであるか、を考へて見る時に、其處に、大きな共通した流れがある。それは、何人も否定することの出来ない、強い精神的勢力である。更に、朝鮮人が日韓併合によりて惠まれた、現代文明根本精神の發露である。換言すれば、朝鮮人が内地に對して持つ、一般的憧憬である。從來たゞ選良にのみよつて要求されつゝあつた人格の自由發展、自由活動及自由享樂の要求の一般化である。

日本が朝鮮を統治し、新に之を併合して以來、朝鮮は物質的、精神的に、急速の進歩をなし、従つて、朝鮮上下の所得と生活状態とは、年々著しく向上し、之を朝鮮獨立時代に比すれば隔世の感がある。同時に、之に依つて朝鮮人の受けたる刺戟は、實に深刻なものである。彼等は、此刺戟に覺醒し、強まれる向上心は、自ら運命を開拓すべく、積極的に活動するやうになつた。此傾向は、今後益々堅實性を帯びて進む可く、たゞへ來住者は、數に於ては減せんも、質に於ては愈々眞劍味を發揮す

ることを否定なし得ざる趨勢を持つて居る。

朝鮮人來住の原因につき尙詳細に渉る前に、朝鮮總督府の最近發表になる朝鮮の現状より一部を抜萃し、朝鮮の發達を知る参考に供しやう。

### 産業の振興 (總生産額十四億七千萬圓)

韓國政府時代に於ける朝鮮の産業は頗る振はず、其の生産額の如き、明治四十三年に於ては三億六百萬圓、輸移出入額六千六百萬圓に過ぎない狀況であつたが、總督府設置以來、銳意産業振興の方法を講じた結果、大正十一年に於ける、生産額は十四億七千萬圓(併合當時に比し約五倍)に達し、輸移出入額四億七千萬圓(同約八倍)に上つた。之を略説すれば、産業の大宗たる農業は總人口の約八割の者が之を營み、耕地面積は併合當時二百四十六萬町歩であつたが大正十年には四百三十二萬町歩を超越、尙開墾干拓に依りて耕地と成し得べき土地が少くない、而して農産物中の主なるものは米であつて、大正十年の産額は一千四百三十萬石(併合當時に比し四割の増加)に達し、其中輸移出さるゝものが三百五十萬石である。殊に近來品質向上し、内地米に比して毫も劣らない程である。

次に重要作物は麥類であつて、大正十年に於ける産額は一千七十七萬石(併合當時に比し六割の増加)輸移出額三十萬石に達した。又豆類殊に大豆の産出も頗る多く、大正十年には其の産額四百六十八萬石(同五割の増加)輸移出額百八十八萬石(同三倍強)を超えて居る。

次に林業について言へば、朝鮮は秃山を以て名高いが、總督府設置以來林政に力を用ひたので、漸次林相が良くなり、十餘年前に比して全く見違へるやうになつた地方もある。即ち併合當時は林野面積一千五百八十五萬町歩の中、成林地五百十二萬町歩、稚樹發生地六百六十二萬町歩、未立木地四百四十萬町歩であつたが、大正九年末には、成林地五百四十八萬町歩、稚樹發生地七百二十九萬町歩、未立木地三百二十二萬町歩の割合を示して居る。其の他漁業・鑛業の如きも著しく進展し、殊に工業としては

近時漸く工場工業の發達を見るに至つた。

交通機關の發達 (道路の延長三千八百里—鐵道哩程一千四百五十五哩)

朝鮮は昔から道路らしい道路が無く、多くは畦畔などを歩行して往來し、甚だ不便であつたが、總督府始政後、之が改修に努めた結果、大正十一年末に於ける既成道路の延長三千八百三十六里(併合當時に比し約十三倍)に達し、既成計畫の約六割の竣功を告げ、其の幅員は一等道路四間以上、二等道路三間以上、三等道路二間以上である。營業用自動車の運轉區間の如きも、已に一千六百餘里の延長を有するに至つた。

鐵道の營業哩程は國有に於て一千七百七十八哩(併合當時の約二倍)私設に於て二百七十七哩(同約四十六倍)を算し、殊に釜山より京城を経て新義州に至る縱貫線は、歐亞交通の根幹を爲して居る、又港灣の設備も大に整ひ、就中釜山・仁川・元山・鎮南浦に於ける築港工事の如きは、其の著しいものである。

教育の進歩 (學校の數二千—生徒の數三十一萬二千餘)

教育は普通教育・實業教育・師範教育・專門教育・大學教育の五種に分ち、大體内地の制度と異なる所がない。たゞ風俗習慣等を異にし、國語を常用とするものと、然らざるものとある爲、普通教育に於ては、國語を常用とするものをば、小學校・中學校・高等女學校に、然らざるものをば、普通學校・高等普通學校・女子高等普通學校に入らしめて居る。併し教授上に於ては何れも國語を以て之を行ひつゝあることは、兩者共に同一である。しかし特別の事情ある場合は、兩者相互に入學し得るの途を開いてある。而して普通教育以外の教育は、總て内鮮人共學である。又此等諸學校と内地に於ける同種の諸學校との入轉學に關する聯絡も認められ、文官任用令上の特權の如きも亦内地同様の取扱を受くることになつて居る。

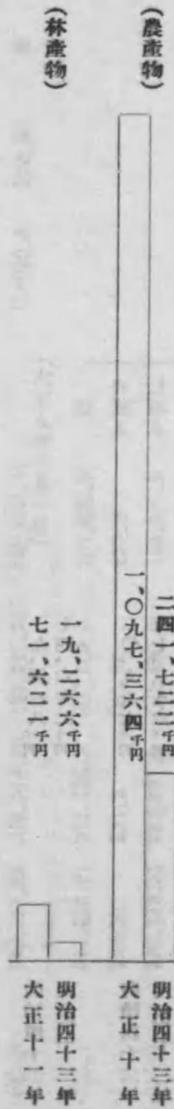
教育制度の整備と共に、各種の學校が漸次設立され、普通學校の如きは大正八年に三面一校の計畫を立てたが、現今は既に其の完成を告げ、將來は地方の状況に依り地方の民力に應じて更に之を増設するの方針を採つて居る。斯の如き状態で、大正十一年

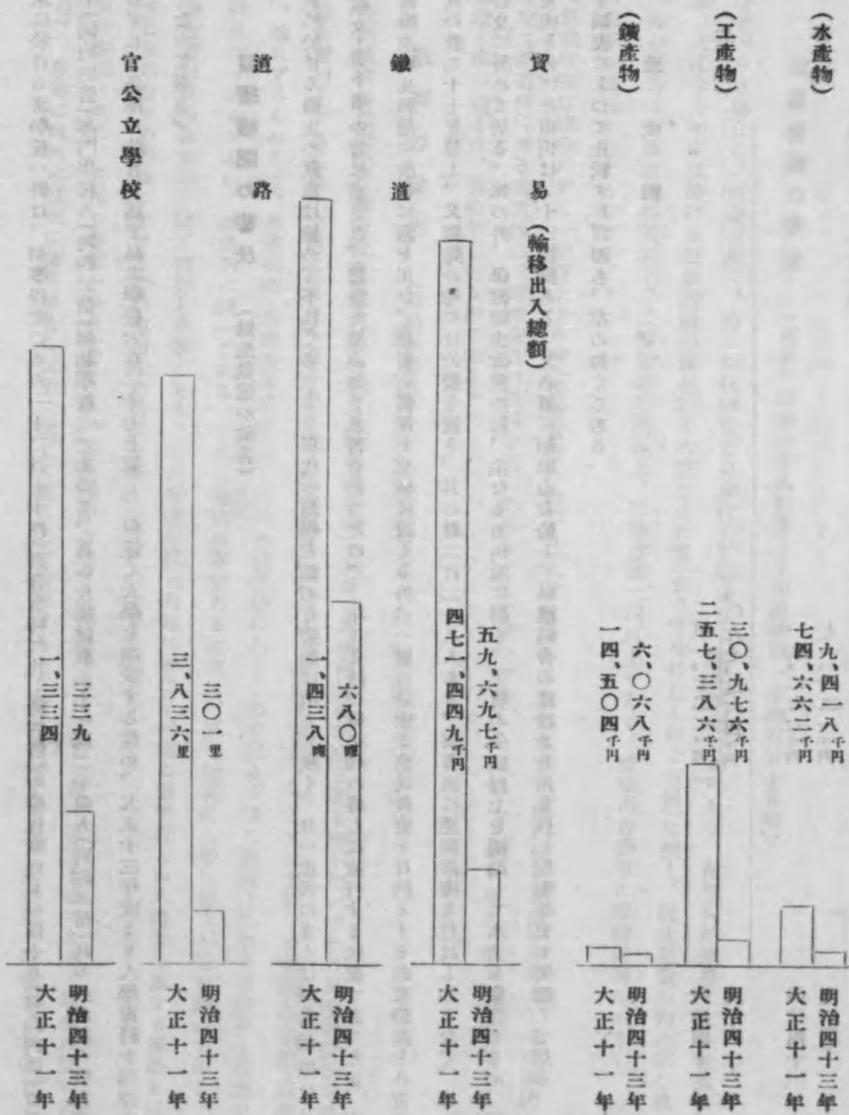
年五月末に於ける諸學校の數は、初等程度のもの一千二百七十四(併合當時に比し約四倍)中等程度のもの四十八(同約四倍)實業學校六十(同約三倍)專門學校八(同約三倍)師範學校二であつて、其の生徒總數三十一萬二千餘人(同約八倍)此の外成規の教科課程に據らずして各種の教育を爲す私立學校六百二十七を算し、尙近く大學を開設する爲め、大正十三年度より大學豫科を開設することとなつて居る。

醫療機關の普及 (衛生状態の改善)

併合前に於ける衛生の状態は極めて不良であつて、現代の醫學を修めた醫師は絶えて無く、且つ患者の多くは鍼灸治療に依り、又巫女・賣卜者の言に惑され、醫療を厭ふ如き風習があつたので、年々各種の傳染病の盛んに流行する状況であつたが、併合後、醫療及衛生状態の改善に意を用ひ、總督府醫院を京城に設ける外、一般の診療並窮民救療を目的とする慈善醫院を各道に設け、其の數二十七を算し、又僻陬の地には公醫を置き、其の數二百二十八人あり、尙各道に巡回診療を行はしめるなど、専ら醫療の普及に努めて居る。此の外、保健衛生改善の爲、主なる市街地に對し、工費の半額以上を補助して水道を敷設せしめ、既に之が完成を告げた市街は二十三箇所ある。又各道に補助金を給し、隔離病舎の建設並共用井戸の掘鑿等をも獎勵して居る。

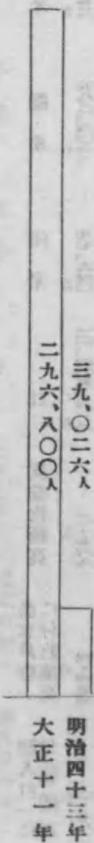
以上を圖表によつて比較すれば即ち、左の如くである





次に、朝鮮併合以來十ヶ年間に、朝鮮が如何に發達せしや、及び、内地に比して、尙、如何に懸隔があるか、これを各方面より比較統計せんに、即ち次の如くである。(朝鮮總督府調査)

官公立學校生徒數



一、面積及人口

Category	面積 海岸線延長		戸數		人口		一方里人口
	方里	哩分	明治四十三年末	大正十一年	男	女	
内地	一,三三三	四,三三〇	二,七〇九,九六六	三,三三三,三三三	一,八〇〇,〇〇〇	一,五三三,三三三	一,一〇〇
朝鮮	一,三三三	四,三三〇	二,七〇九,九六六	三,三三三,三三三	一,八〇〇,〇〇〇	一,五三三,三三三	一,一〇〇
計	二,六六六	八,六六〇	五,四一九,九三二	六,六六六,六六六	三,六〇〇,〇〇〇	三,〇六六,六六六	二,二〇〇
外国人			三,三五五	二,二二二	一,一〇〇	一,一〇〇	一,一〇〇
朝鮮人			二,三五四	一,一〇〇	一,一〇〇	一,一〇〇	一,一〇〇
内地人			三,三三三	一,一〇〇	一,一〇〇	一,一〇〇	一,一〇〇
計			六,六六六	二,二二二	二,二二二	二,二二二	二,二二二

(大正九年十月一日)

二、耕地面積

朝鮮	明治四十三年末	八七、六六七町
内地	大正九年末	一、五三三、七一〇町
朝鮮	大正九年末	一、五三三、七一〇町
内地	大正九年末	三、〇四三、〇〇〇町

三、生産物價額

朝鮮	明治四十三年	農産物	林産物	水産物	礦産物	工業物	合計	總人口一に
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
内地	大正九年	二四、七三三	一九、二六六	八、一三三	六、〇六六	三〇、九六六	三六、三三三	三、九九五
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
朝鮮	大正九年	一、四三三、七五五	三、三三三	六、一〇八	二、四〇五	三三、四四四	一、七八八、八八八	一〇三、三三三
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
内地	大正九年	四、九五五、三五五	五、五〇三、六六六	五、三〇三、〇三〇	六、〇四四、二二二	七、一六六、七七七	一三、八八八、五五五	二、七〇七、〇九九
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

朝鮮	明治四十三年	九、七五五、〇三三	五、八三三、〇三三	七、九三三、〇三三	一〇、四三三、〇三三	〇、七三三、〇三三	四、四三三、〇三三	五、四三三、〇三三
内地	大正九年	一四、〇三三、〇三三	七、〇三三、〇三三	二、七三三、〇三三	一四、八三三、〇三三	〇、九三三、〇三三	五、四三三、〇三三	〇、八三三、〇三三

備考 朝鮮は明治四十三年工産物の調査なき爲便宜四十四年の産額を、又林産物は會計年度に依る調査を掲記す

備考 内地……臺灣を除きたるもの(以下同断)

戸口數は大正九年十月一日國勢調査(朝鮮は臨時戸口調査)の結果に依る

内地(大正九年)

五、麥收穫高

大麥	四、七三三、〇三三	一、〇三三、〇三三	一、八三三、〇三三	二、〇三三、〇三三
小麥	二、一三三、〇三三	二、五三三、〇三三	六、〇三三、〇三三	〇、七三三、〇三三
裸麥	三、四三三、〇三三	九、八三三、〇三三	一、二三三、〇三三	四、〇三三、〇三三
計	一〇、二三三、〇三三	三、五三三、〇三三	九、〇三三、〇三三	〇、五三三、〇三三

六、豆類及雜穀收穫高

大豆	二、七三三、〇三三	〇、五三三、〇三三	八、九三三、〇三三	三、三三三、〇三三
小豆	四、七三三、〇三三	〇、六三三、〇三三	一、三三三、〇三三	二、五三三、〇三三
其他の豆	四、七三三、〇三三	〇、八三三、〇三三	一、六三三、〇三三	一、三三三、〇三三
計	一二、一三三、〇三三	一、〇三三、〇三三	一〇、九三三、〇三三	七、一三三、〇三三

七、家畜

桑作付反別	飼養戸數	掃立枚數	繭産額	養蠶戸數一に付收購量	掃立枚數一に付收購量
朝鮮	三、三三三	六、〇三三	八、九三三	〇、二三三	〇、一三三
内地	三、三三三	三、五三三	四、八三三	〇、四三三	〇、三三三
朝鮮	三、三三三	三、五三三	四、八三三	〇、四三三	〇、三三三
内地	三、三三三	三、五三三	四、八三三	〇、四三三	〇、三三三

八、主要家畜

朝鮮	明治四十三年末	二五、二〇〇	六、七〇〇	二、七〇〇	一、五〇〇	八、五〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
内地	大正九年末	五五、〇〇〇	九、〇〇〇	二、七〇〇	一、五〇〇	八、五〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
朝鮮	明治四十四年	二五、二〇〇	六、七〇〇	二、七〇〇	一、五〇〇	八、五〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
内地	大正九年	五五、〇〇〇	九、〇〇〇	二、七〇〇	一、五〇〇	八、五〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇

備考 飼養戸數朝鮮は春置内地は實戸數を掲記す

九、漁獲高及製糖

朝鮮	明治四十四年	六、七〇〇	一、五〇〇	二、六〇〇	一〇、〇〇〇	二、七〇〇	九、五〇〇
内地	大正九年	五五、〇〇〇	九、〇〇〇	二、七〇〇	一、五〇〇	八、五〇〇	五、〇〇〇
朝鮮	明治四十三年	四、六〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	六、〇〇〇	一、五〇〇	八、〇〇〇
内地	大正九年	四〇、〇〇〇	八、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	八、〇〇〇	五、〇〇〇

朝鮮	明治四十四年	二〇六	六、一〇九、四六	五九〇	一、〇三、九二八	二五、五七	七、〇四	一八、四〇
内地	大正九年	一、七〇〇	二、〇〇、五五〇、〇〇	二、三三七	七、八、四九八、八〇	七〇、七八	六、九三	一六、四〇
朝鮮	明治四十三年	一、七〇〇	七、五〇、五三、九八	三、九二	八、五、一六、一七	三〇、七七	六、三三	四、九一
内地	大正九年	一、七〇〇	七、五〇、五三、九八	三、九二	八、五、一六、一七	三〇、七七	六、三三	四、九一

備考 朝鮮は明治四十三年の調査なし 大正九年は財界不況にして鐵業界の最も衰沈せし時なり

朝鮮	明治四十四年	二〇六	六、一〇九、四六	五九〇	一、〇三、九二八	二五、五七	七、〇四	一八、四〇
内地	大正九年	一、七〇〇	二、〇〇、五五〇、〇〇	二、三三七	七、八、四九八、八〇	七〇、七八	六、九三	一六、四〇
朝鮮	明治四十三年	一、七〇〇	七、五〇、五三、九八	三、九二	八、五、一六、一七	三〇、七七	六、三三	四、九一
内地	大正九年	一、七〇〇	七、五〇、五三、九八	三、九二	八、五、一六、一七	三〇、七七	六、三三	四、九一

朝鮮	明治四十四年	二〇六	六、一〇九、四六	五九〇	一、〇三、九二八	二五、五七	七、〇四	一八、四〇
内地	大正九年	一、七〇〇	二、〇〇、五五〇、〇〇	二、三三七	七、八、四九八、八〇	七〇、七八	六、九三	一六、四〇
朝鮮	明治四十三年	一、七〇〇	七、五〇、五三、九八	三、九二	八、五、一六、一七	三〇、七七	六、三三	四、九一
内地	大正九年	一、七〇〇	七、五〇、五三、九八	三、九二	八、五、一六、一七	三〇、七七	六、三三	四、九一

内地(大正九年末)

運輸業	社數	公稱資本金
	二,〇五	一,一三〇,七五
其他	社數	公稱資本金
	七	三,七〇
計	社數	公稱資本金
	二,〇五七	一,一三〇,七五
會社に付	社數	公稱資本金
	一	五三

備考 社數は本店のみを掲記す

一、工場

其

染織工場	工場數	平均一日從業者
	一七	六,三〇
機械及器具工場	工場數	平均一日從業者
	二	四九
化學工場	工場數	平均一日從業者
	一	四九
飲食物工場	工場數	平均一日從業者
	一	一〇

朝鮮(明治四十四年末  
大正九年末)

工場數	平均一日從業者
一三	六,三〇
工場數	平均一日從業者
一八〇六	八八,七五
工場數	平均一日從業者
六,四五	二四八,〇〇
工場數	平均一日從業者
五,五九	一六四,一〇
工場數	平均一日從業者
七,七一	一〇,〇〇

其 二 (承前)

雜工場

特別工場

總計

朝鮮(明治四十四年末  
大正九年末)

工場數	平均一日從業者
三九	六,三〇
工場數	平均一日從業者
二,〇三	五,七二
工場數	平均一日從業者
七,八八	二四,四八
工場數	平均一日從業者
三,四五	一七,五〇
工場數	平均一日從業者
一,〇六	一,〇六

備考 本表には諸官廳直轄工場の事實を包含せず

一三、電氣事業及發電力

電氣供給及電氣事業	事業數	發電力 k.w
	三	四,八〇
自家用電氣工作物	事業數	發電力 k.w
	五	一〇三
官廳施設電氣工作物	事業數	發電力 k.w
	六	六三
合計	事業數	發電力 k.w
	一四	五,五三
同上原動力別發電力	水力	k.w
	七	四,四〇
	汽力	k.w
	一	一,〇〇
	瓦斯力	k.w
	一	〇,〇〇
	計	八,七六

製造時期に於て平均一日使用人員五人以上のもの並原動力を有するものに付調査掲記す  
特別工場欄には電氣業、瓦斯業、金屬精鍊業及採鍊業を掲記す

一四、輸移出入品價額

朝鮮(明治四十三年 大正九年)	輸移出	輸移入	合計
	一九,九三,八三	元,七二,七五	五,六六,五九
内地(大正九年)	二,五八,四二〇	二,五〇,六三〇	四,〇八,〇五〇
總計	二二,五二,二五〇	二,二二,三八〇	二四,七四,六三〇

一五、鐵道(開業線)

總人口に付輸移出入額	輸移出	輸移入	合計
	一,四〇	二,九八	四,四八
	二,二八	一,三八	三,六六
	四,六八	四,三六	九,〇四

朝鮮 〔明治四十三年度末〕 大正九年度末	内地 (大正九年度末)	停車場數	國有	私有	計	線路一哩に付
		引受	配達	引受	配達	
二〇	二五	六〇	六〇	六〇	六〇	乘車員數
三、四九	一、二七	六、四七	一、九二	八、四七	三、四八	貨物噸數
三、四九	一、二七	六、四七	一、九二	八、四七	一〇、三三	運輸收入
一、六〇	一、九二	一、九二	一、九二	一、九二	二、五九	運轉收入
一、六〇	一、九二	一、九二	一、九二	一、九二	八、一〇〇	六、七五

朝鮮 〔明治四十三年度〕 大正九年度	内地 (大正九年度)	引受	配達	引受	配達	引受	配達
		三、四九	一、二七	六、四七	一、九二	八、四七	三、四八
三、四九	一、二七	六、四七	一、九二	八、四七	一〇、三三	〇・〇六	
三、四九	一、二七	六、四七	一、九二	八、四七	一〇、三三	〇・〇六	
三、四九	一、二七	六、四七	一、九二	八、四七	一〇、三三	〇・〇六	
三、四九	一、二七	六、四七	一、九二	八、四七	一〇、三三	〇・〇六	

朝鮮 〔明治四十三年度内預入〕 大正九年度内預入	内地人	朝鮮人	計	均人口	預金人員	現在高	均人口	預金人員	現在高
				一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇
一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇
一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇
一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇
一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇

内地(大正九年度内預入) 七六、六四、〇〇〇 一四、〇六二 三三、七四、六〇〇 三三、三六六 三、八六四 四、四二一、五五五

備考 明治四十三年度内預入の内鮮人別調査したるものなし  
朝鮮の内鮮人計數中には外國人の分をも包含せり

朝鮮 〔明治四十三年度〕 大正九年度	内地 (大正九年度)	一八、歳入歳出決算	經常	臨時	計	經常	臨時	計	歳入	歳出
		二、五三	一〇、三六	三、三二	九、九六	八、三〇	一、八五	一、七〇	一、六三	一、七〇
二、五三	一〇、三六	三、三二	九、九六	八、三〇	一、八五	一、七〇	一、七〇	一、六三	一、七〇	
二、五三	一〇、三六	三、三二	九、九六	八、三〇	一、八五	一、七〇	一、七〇	一、六三	一、七〇	
二、五三	一〇、三六	三、三二	九、九六	八、三〇	一、八五	一、七〇	一、七〇	一、六三	一、七〇	
二、五三	一〇、三六	三、三二	九、九六	八、三〇	一、八五	一、七〇	一、七〇	一、六三	一、七〇	

備考 大正九年度内地は豫算朝鮮は決算

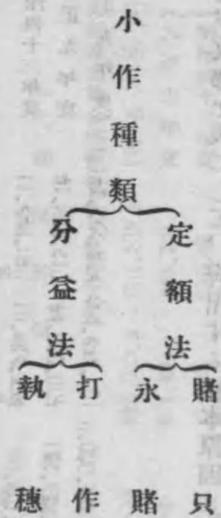
朝鮮人が故郷を後にして、奔出する根本原因とも観る可きものは、上述の精神的勢力であるが、更に、これを、具體的に觀察すれば、其處に大別し得べき、二つの傾向がある。一を、驅逐的原因とし、他を、牽引的原因と看する事が出来る。

一 驅逐的原因 朝鮮下層民(大概農民である)の生活をして不可能、困難、又は、單調ならしめ、随ふて彼等を驅逐して郷土を去らざるを得ざらしむる、或は、彼等を刺戟して之をなさしむる原因となるものにして、經濟的に、精神的に、又、社會的に交渉を持つものである。

驅逐の原因中、第一に、朝鮮小作制度の缺陷を挙げたい。而して、小作人の生活が如何に窮迫し、

然も、文化の刺戟は彼等の生活を如何やうに變化させたかを看るときに、内地へ來住せる朝鮮下層民が、低級なる彼等の生活の現狀に、尙、耐え得る理由を見出す事が出來やう。

朝鮮總督府について研究せしところに據れば、朝鮮の小作の種類は小作料決定の方法に依つて、大凡二種に別たれて居る。即ち、一定の額を毎年收穫後、收穫物、或は、金錢を以て地主に支拂ふ定額法と、地主立會の上收穫物を、脱穀調製して等分する分益法とである。更に、之を細別すれば、次の如き關係になる。



賭只とは、小作人から一定の額を毎年收穫後穀物又は金錢を以て地主に支拂ふもので、田に多く行はれる、定額の標準は通常その地方に於ける同等地の主要作物平年收穫物の四割内外を以て定め、これを時價に換算した、穀、又は、金錢、代物を以てし、(但、朝鮮に於ては内地に於ける一反歩に相當する面積の田地よりの收穫普通一石二、三斗位なり、之を吾が大阪近傍の三石と比すれば小作料の四割は小作人によりて大きな負擔である)加之、地租は小作人の負擔である。

永賭とは、賭只の一種で極少數行はれつゝあるもので、十年間又は永久に、小作人が地主に定額の分配をなし、地主は小作人が任意に使用するのである、煙草、人参其他の特用作物を耕作する場所に多く行はれ、地租は小作人が負擔する、又小作人は

地主權を不利と稱して、これを轉賣する事が出来る。

打作とは、地主立會の上、收穫物を脱穀調製して等分するのである。地主が他郷にあるものは、藁及副産物は小作人が全部之を取得して、小作料の運搬、(往々にして數十里に及ぶ)及地租を負擔するを慣しとして居る。

執種とは、穂の成熟した時、地主小作人立會し作柄を檢見して收穫豫想高を協定し、其半分を以て其年の小作料と定め、前項打作に於ける立會の煩を省くのである。協定後災害あるときは、實收に應じて減免するを例とする、地租は主として小作人が負擔し、稀に地主小作人の共同負擔とするところもある。然し、この協定は殆んど地主の專斷と云つてよい位で、地主の査定に對して小作人は何等異議を申立つる事が出來ない習慣となつて居る。

以上小作の種類は概略説明したが之を土地の價値によりて考察するに

(イ) 朝鮮地方の如く、土地肥沃で、耕作も容易に、且つ、收穫多き(殊に裡作の出来る)地方では、小作權の争奪が劇しく、従つて、分配については、常に、地主が有利の地位に立つて居る、小作方法も、賭只法よりは執種法、又は、打作法を用ひ、藁、及副産物をも之を折半して、地租は、稀に、地主小作人共同に負擔し、大抵は小作人負擔として、益々小作人の利得を削減する傾向がある。茲に、注意すべきは、この執種法は、地主の爲に最も有利なる事である。この方法は、其年の作柄を、檢見して、小作人と合意の上、小作料を定める事になつて居るので、一見、甚だ公平な様ではあるが、協定については、地主側が、專斷に、之を推定し、小作人は假令不服があつても、小作權を取上げらるゝ虞があるので、常に、泣涙入の結果に終るのである。故に、強慾なる地主は、努めて、この方法を用ひ、今後益々廣く行はれんとする傾向がある。

(ロ) 西北鮮地方の如き、土地硃礫、耕作に多くの努力を要し、生産多からざる地方は、分配については小作人が有利であつて、多く賭只法を用ひ、藁、稈等は小作人之を取得し、地租は地主小作人共同、又は、地主の負擔とするを例として居る。

(ハ) 中部地方は、古來、職田の所在地であつて、今、尙、兩班、貴族の大地主多く、従つて、地主、小作人の關係は、土地賃借關係の外に、主従、隷屬の關係を有して居る。地主から小作料領收の爲め無遣する者を、秋收官と稱して、小作人は之を視る

こと、恰も、徴税官吏の如く、小作料は之を稱して上納と云ふが如き其一例である。  
 (二)災害地等で、年々、收穫定まらざる土地に於ては、賭只法より打作法が多く行はれる。此種の土地は、耕作方法が極めて粗放で、小作人は小面積に多くの勞力を用ふるよりは、耕作の大量費を食ふ爲め、小作權爭奪が行はれ、分配に於ては是又地主が有利の地位に立つのである。

斯の如き種類の小作の下に、朝鮮小作人が、如何に、不安であり、不利であるか、以下、逐次説明せんとするのである。

朝鮮小作人の不安の最大なるものは小作期限がない事である。朝鮮の小作は由來期限がない、従つて、一度契約すれば、小作人に不都合なく、地主が變らない限り、引續き、これを小作せしめ、延て、其子孫迄に傳ふることがないではないが、又、一方、地主の都合次第で、何時にても之を解約し得るのである。内地に於ても、小作期限の定めなきを普通とすれども、其精神は、地主がなくなるか、小作人がなくなるごかの極限に至らざる限り、期間は必然的に延長される習慣であるが、朝鮮に於ては期限の不定は、何時にても小作地を取上ぐる事が出来る謂ふ様に、地主が、小作人に對する、唯一の、武器であり、嚇しである。近來、三年、五年と、小作期限を定むる地主もあるが、大概は、舊慣を保守して小作期限は普通定めて居ない。かゝる結果たゞへ小作契約の内容に於ては、肥料の點に到るまで詳細に商議締結しあるも、小作人が地主の都合に據り、何時、小作地を沒收さるゝや計り難き不安と、小作人が自己の勤勞の結果辛じて小作地を優良なる耕作地となす時は、却て、その

小作地に對し、小作の競争者現はれ、自己の勞力に何等酬いられざるのみか、小作地を失ふに到らんとする恐怖は、常に、小作人をして小作地を愛せしむる事なく、耕地の有様を一見して、直ちに、小作地なるや、自作地なるや、を識別し得る程である。

かゝる不安裏にある朝鮮小作人は、一面又非常に不利な立場に置かれて居る。小作料についても、殆んど、内地の收穫の半分に充たざる劣等地にもかゝらず、その割合は内地のそれと變るところはない、加ふるに、小作人の負擔となる諸雜費は實に莫大なるものである。先づ、小作料について研究せんに、朝鮮に於ける小作料は大別左の三種と考ふる事が出来る。

(イ)收穫物を以てするのが最も普通である。例へば、畑にありては、その土地で收穫したる豆、麥及粟、田にありては、穀を以てするのである。田の裡作及畑の間作收穫物並葉、稈類は全部小作人が取得したのであつたが、近來は漸次之を地主と折半分配する様になり、葉類は運搬の不便を避けむが爲め之を穀に換へる者が多い。

(ロ)代物を以てするもの。主として畑に於て行はれ、穀を以て代納するのが普通である。

(ハ)金錢を以てするもの。一部特殊の場合に限るのである。例へば、田の芹作、莞草作、畑の瓜作、大根、煙草作の如き收穫物を以て小作料を納むる時は地主が其處置に困難するが如き場合には、小作人に於て之を處分して代金を以て納むるを例とする、但、地主から現品分配の請求がある時は、勿論、それに従ふのである。近時、國有地小作料は總て金額に改めたが、民間に於ては未だ之に倣つたところは少い。

かくして納めらるゝ小作料は、生産高及地價に對して如何なる割合に相當するか、次表に示さるゝが如き有様である。

種別	生産高に對する百分率			地價に對する百分率		
	最高	普通	最低	最上	普通	最下
田	60	50	30	9	8	6
賭	50	40	20	3	2	1
作	50	40	20	3	2	1
法	50	40	20	3	2	1
打	50	40	20	3	2	1
打	50	40	20	3	2	1
種	50	40	20	3	2	1
法	50	40	20	3	2	1

備考 反當り支米收穫高の比較(平年作)

内地 約二石

朝鮮 約一石

大正十年度朝鮮米收穫高 一四、三二四、三五二石(支米)

作付反別 一、五三一、五四五町歩

反當り 九斗三升五合強

本表に於けるが如く、小作料の生産高に對する割合は内地と格別相違はないが、同一單位の面積に於て、年收穫、内地の半に過ぎざる朝鮮小作人の収入は、實に貧弱なものである。この貧しき収入にて、彼等が負擔は誠に重いのであるから、小作人の生活の苦痛なる事は思ひ半に過ぐるものがある。

現今慣習的に行はれて居る朝鮮小作地の諸負擔を解剖すれば

(一) 地稅及土地に關する諸公課金は法規上當然地主の負擔であるが、實際に於ては、京畿道及西鮮

地方の部を除くの外は、概ね、小作人が負擔し、或は地主、小作人均等に負擔するのである。

「耕作者が田租を負擔する」と云ふことは古代公田制以來の遺風で、李朝に入りても地稅は小作人から復收することになつて居たが、近代に至つて、土地の收益の過半を地主に分配することゝなつては、地稅を小作人に負擔せしむることは餘りに負擔が一方に偏重するのみか、地稅の如き

國家重要な歳入を土地に責任なく、異動常ならざる、而も貧弱なる小作人より徵收することは、財政の確實を圖る所以でないから、之を地主の負擔と爲して、地主より徵收すべし、と云ふことは屢々廟議に上つて度たが、併合後大正三年改正地稅令(制令第一號)を以て左の如く規定した。

- 一、質權、又は質の性質を有する典當權の目的たる土地に付ては、質權者又は典當權者
- 二、二十年以上の存續期限の定めある地上權の目的たる土地に付ては地上權者
- 三、前二號以外の土地に付ては所有者

施行十餘年、今尙、徹底的實施を見ず、彼等地主は依然として之を小作人に轉嫁し、法規上納稅義務者たる自己の名を以て小作人をして之を負擔せしめ納付せしむること、從來と異なるどころ

がない。稀に、小作人より異議を唱へて、(朝鮮の小作爭議と云へば此の程度のものである)地主の負擔となり、又は、共同負擔となつた例もあるが、普通は小作人が凡て負擔して更に恠しめない。而も地主の擔稅能力が基準となつて、年々増加されるので、地稅、諸公課に對する小作人の負擔は莫大なるものを謂はねばならぬ。

(二) 用水料(俗稱水稅)は賭只にありては小作人、其他にありては地主、小作人共同負擔である。近年設置さる、水利組合地域内に於ける組合費は、法規上、組合員たる地主の負擔であるが、實際には是、亦小作人に幾分かを負擔せしむるところが多く、公然、默認されて居る。蓋し、水利組合費の分擔は用水料共同負擔の舊慣に因るものである。

(三) 種子は原則として賭只にありては小作人其他にありては地主の負擔である。後者の場合は地主は多く初年一回の種子を負擔し、爾後は其收穫物に付て分配前種子用として之を天引し置くから、地主、小作人共同負擔の結果となる。又特約を以て、毎年地主に於て種子の全部を負擔する時は、其の代償として全部小作人の收得すべき藁の一半を分配するのが例である。種子の分量は一反歩に付一斗の割合を標準とするが、實際は五升乃至七升を所要量として居る。

(四) 金肥代は常に小作人の負擔である。但、地質改良の意味に於て一時に多額の入費を要する様な金肥を使用する場合、而も之が小作人の自發にあらずして地主の徳意に依つて爲す時は、多くは

地主、小作人の共同負擔である。

(五) 土地の修復は其程度によつて負擔側を異にするが概ね左の區分に依るのである。

(イ) 小作人が耕耘の序を以て容易に修復を得るものは小作人の負擔。

(ロ) 右以上に他の入夫を要せず、小作人及其家族の力を以て爲し得るものも小作人負擔である。但、木石等の材料を要するものは地主が負擔し、尙遺食酒代等を負擔するのである。

(ハ) 右以上の程度は全く地主の負擔であるが、小作人は(イ)の場合の程度に於て手傳を爲すのである。

(六) 堤堰沢の修理

(イ) 土地と所屬を異にして用水料を徴收する場合にありては、堤堰沢の所有者、又は、用水料收得者が之を負擔する。

(ロ) 堤堰沢が小作地に附屬し、又は、公有に係りて用水料なき場合にありては、

(一) 堤堰沢、沢契の設けあるものは契則に依つて契主又は契員(地主又は小作人)が負擔する。

(二) 然らざるものは地主、小作人共同の負擔である。

(七) 灌漑、防排水設備

(イ) 灌漑元より小作地に至る支線水路の掘鑿、汲上げ、防排水の爲めの土手の締切、決潰等簡易にして小規模の工事は小作人の負擔である。

(ロ) 右以上大規模の工事は地主の負擔であるが、小作人は自家勞力を以て爲し得る程度に於て若干の助力を爲すのである。

(八) 小作人の雜負擔 小作人は前各項に於ける負擔の外、種々の負擔がある。

(イ) 色組 此は沓打作の場合小作人より小作地一ヶ所毎に糶五升宛を地主に納むるものである。此慣習は昔官田各官家の田領

(八) に於て、上納小作租の看色(見本)として、小作人より收穫後、先づ、之を地主に提出して置いて、後日小作租を上納する時に、租の品質の符合を證明するものであつたが、後世一般の地主は此方法を採用して、品質引合せの必要の有無に拘らずして地主の雜收入として之を要求するのである。

(ロ)斗量貸及調製場使用料 斗量は元來小作人が之に當る可きであるが、掛取りに第三者を備ふ時には、其勞銀は小作人が負擔するのである。又調製場を借る時は、其使用料の一半は小作人が負擔するのである。

(九) 舍音及秋收員 地主不在制度の多い朝鮮では、小作地に舍音サオンを置いて之を管理させ、又秋收員を派遣して小作料の徴收を爲すのが例である。故に、原則として舍音の報酬は地主の負擔であるが、多くは其一部を小作人に分擔せしめつゝある。其負擔の程度は收穫物に付き小作人一人毎に一斗、又は一筆地毎に五升、及春秋二期に夫役(牛馬耕を含む)二三日分を負擔せしむるのである。秋收員が地主より小作料の徴收の爲め派遣され、舍音方に滞在する時は、其宿泊食物の接待は當然舍音が負擔すべきものであるが、舍音は其一部を金錢又は物質を以て小作人に分擔せしめるのである。其他、收穫物調製に際して舍音方を使用せば、之、又小作人より使用料を徴發する。朝鮮小作制度に於ては舍音、秋收員は小作人と密接なる利害關係を有する者であるから少しく詳細に舍音、秋收員について解く事にする。

朝鮮の現状の如く、地主は概ね京地其他都會に居住し、農村は小作農を以て充たされて居る場合に於ては舍音、秋收員は又必須の機關であつて、農村には舍音が割據し小作人は舍音により支配される。

配され、地主は其土地の状態すら知らないのが普通である。故に、地主小作人關係の第一線は實に此舍音であること云はねばならぬ。

1. 舍音契約 舍音は從來地主が任命するのであるが、近時小作契約の施行と共に、小作地管理權委任の形式に於て報酬契約をなす様になつて來たのである。

舍音契約の期限は是、亦小作契約と同様無期限である。従つて地主の都合や感情で、何時にても解免することが出来るのである。但、耕作期間中、即ち舍音服務の進行中に限り解除の出来ない習慣となつて居る。舍音の權限及服務に付ては、別に約定のない限りは大要左の様なものである。

(イ)土地事務に關し地主を代理すること。例へば地籍に關する申告代理人、納税管理人となるが如きものである。

(ロ)小作人を監督すること。即ち、耕作上の制限の違反有無、小作人諸負擔の履行方督勵、其他、耕作上の督勵をなすの類である。

(ハ)小作人を黜陟すること。異動の範圍稍々廣く、事體重大と認むるものは一應地主の内諾を経て之を爲すが、通常は舍音の一存て之を異にするのである。

(ニ)小作料の査定、徴收及保管を爲すこと。但、地主が別に秋收員を派遣したる場合は、小作料の査定、徴收は秋收員が之を爲し、舍音は只、之に參與するのみである。

(ホ)種子の保管を爲すこと。種子は原則として小作人が保管するのであるが、舍音も責任があるから、多くは之を舍音に於て取纏めて保管するのである。

(一)地主、小作人間の諸取次を爲すこと。例へば、地主から小作人に對する食糧、農資等の貸付、其他耕作上特殊の注文等は含音を通じて之を爲し、小作人から地主に對する小作料の減免、其他の懇望等は又含音を通じて之を爲すのである。

以上は普通含音の職責であるが、小作地が面積廣大で數ヶ村に散在し、一含音を以て管理し難き場合は含音は更に複代理の形式に於て、又含音を置く事がある。本含音は之を大含音、又は、上含音、都含音と稱し、又含音は之を小含音、又は、中含音、該含音と稱する。小含音は直接小作人に接觸し、大含音は此等小含音の指導、監督に任じ地主に對して直接の責任を負ふのである。

含音の地位が斯の如くであるから其大なる者は、地方に於て頗る勢力を張つてゐる。小作人級から含音となり得ることは非常なる榮達とされて居るから、含音の運動者は何れの處にも多く、往々にして、地主又は其親近者に多大の苞苴を遣はして其の地位を獲得する者さへある。但、小作人としては、大含音の報酬の一部まで負擔しなければならぬのであるから、益々、苦しい生活に泣かされる事になるのである。

2. 含音の報酬 含音は大體地主から報酬を受くるのであるが、其給與の方法は、

(イ)普通は小作地の内五六反歩乃至一町歩位の田畑を、含音の選擇により無料耕作させるのである。其大なる者は住宅を給し、畜牛、農具、其他農家としての一家屋を具へて之を給付するのである。

(ロ)前項に依らざるものは小作料収入の二分乃至一割を、總額五六石乃至二三十石の範圍に於て、給與するのである。

右は含音が地主から受くる定例の報酬であるが、之を以て満足する者は殆んど稀で、多くは其

地位を利用して小作人に誅求を加へ、其膏血を食むことを以て彼等當然の役得として居るのである。

3. 含音存在の利益 含音の存在が地主、小作人の爲め又は、農政上から見て利益ありと認めらるる場合は、

(イ)含音を設けたところは地主が遠方に居て、身分、地位、職業上親しく小作地のことに携はり難き事情にあるのであるから、僅少の報酬を以て、之れを、委託することは地主に取つて頗る便利で缺くべからざるものである。

(ロ)小作人の各人が遠方に居て、小作地に無關心な而も農事に無理解な地主を相手と爲すよりは、其土地に住し農家の事情に通じた含音を通して、諸般の交渉を爲すことが、小作人に取つて便利なのである。

4. 含音の弊害 元來含音は中間業者で、土地の興廢と小作人の盛衰に直接の利害を有せざるに拘らず、土地に不案内なる地主を代表して小作人の生命とも云ふべき小作權、與奪の權能を以て、貧弱なる小作人に臨むのであるから、自然、中間に於て不正の利慾を恣にし易く、從つて、種々の弊害を醸すことが多いのである。例へば、

(イ)私利、私情の爲め濫りに小作人を變更する者が多い。爲めに、耕地分配の均衡を失ひ、從つて、部落民の融和を破ることが多い。

(ロ)小作人の取扱に付ては平素の贈物見舞品等の多寡に依りて偏頗なる等差を設くる者がある。

(ハ)小作人に對し濫りに自己私用の爲め夫役を命じ、驅使甚だ殘酷なることがある。

(ニ)地主より受くる定例報酬の外、小作人より若干の報酬を徴収する者が多い。

(ホ)其保管に係る種子は、之れを、劣等で安價なるものに取替へたり、又は、著しく量を減じたり、又、或は、之れを全く

して不正の利得を圖る者が多い。従つて、農作物優良品種の普及、更新、選擇等、勸業指導施設は、爲めに障礙を來し易く、殊に、種子交換、並、共同貯蔵等の施設は彼等の利害と相反するを以て、努めて之に反對し、動もすれば、勸業施設を故意に惡評する傾向がある。

(一)小作、作物の収量の増減、品質の良否は舍音の痛痒を感ぜざる所であるから、小作人に勸業上の指導を加へ、又は、便宜を圖ることなく、殊に、刈取、脱穀に付て小作人の事情を顧みず、自己便宜に依り期日場所を定め、通例、一時に數十百町歩の分を實行するを以て、神拔、刈取、乾燥、調製等に關する勸業施設は徹底を缺ぐ。

(二)小作料の徴收に際して、故意に、不正の計量を爲し、一應舍音宅に搬入の上再び計量し、又は、品質不良のものを混合して、中間に於て不正の利得を圖る者がある。

(三)賭只にありては、地主と契約せる外に小作料を高めたり、或は、其年の作況を見て俄に打作に変更して小作料の利剩を圖る者がある。

(四)地主より委託された金品、殊に、税金、公課の如きを横領して、鬼角、納付を遅延する者が多い。

(五)地主の監督不十分なるを奇貨として、往々、地面、地目等を自己利益の爲めに變換、分合して、故意に、制規の手續を怠る者がある。

斯の如く、舍音の弊害は誠に甚しく、爲めに、農村發達の根柢を危くして居る。加ふるに、近來舍音の競争者多く、地主も其弊害(地主の利益に對する)を感知して、頻繁に之れを更迭し、又は、臨時に人を派遣する爲め、舍音は其地位稍々不安となり、極力地主の歡心を買はむことに努め、漸次小作人の利得を削減して、地主の利益を圖るに汲々するの傾向を生じて來た。其主なる手段は左の様である。

(イ)從來賭只であつて小作人に有利なるものは、之れを打作に変更せしむるか、又は、賭租を増額する。

(ロ)打作であつて收穫の少きものは、高額の賭只に変更する。

(ハ)執種檢見の場合はなるべく餘分に見積り、多量の小作料を測定する。

(ニ)從來小作人の利得であつた二毛作の收穫をも地主に分配させる。

(ホ)從來小作人の利得であつた藁をも地主に分配せしめ、又、藁の代物として多額の額を徴收する。

(ヘ)從來地主又は地主、小作人共同負擔であつた種子を全く小作人に負擔させる。

(ト)秋收員其他地主から搬運せる者に贈物用として小作人より種々の金品を徴收する。

(チ)地主と結託して小作人に金穀の高利貸付を爲し、又は、物資を高價に賣付けて暴利を食ふ。

(リ)土地の賣物は努めて之を取廻め地主に買はせて、其管理の範圍を擴めむことを圖るを以て、益々土地の兼併を助長する。

斯様に舍音が地主の利益を謀らんが爲めに有らゆる手段を講じて小作人を苦しめ、地主亦眼然の利に走りてかゝる舍音を敏腕なるものとして歓迎し、小作人等は舍音の無理誅求に對し結束して反抗し、又は、自ら奮起努力するの氣力なく、表面には如何なる要求虐待にも之に屈從しながら、裏面に於ては、收穫物の竊取、隱匿委託保管品の消費等、不正の利得を圖らむことに努め、舍音、小作人交々不正の利を占めん事に汲々とし、地主又小作料評價の標準を、地價に對し一割以上の利廻とならずんば、土地を所有する價値なしとして、此相當額の小作料を要求し、以て生さん爲めに恐ぶ事を餘儀なくされて居る小作人を益々苦境に陥れて、何等顧る事なき現狀は、實に、朝鮮農村將來の爲めに寒心に耐えないものである。

5. 秋收員 地主は收穫時期になると、身自ら小作地へ出張し難き場合には秋收員を派遣し、舍音を督勵して小作料の徴收を爲す。秋收員は全く一時的に地主の使者たるに過ぎぬので、別段の契約は結ばれないのが普通である。只地主から派遣の旨を口頭又は書面を以て舍音に通知するのみにて、事足りりと、されて居る。

秋收員は地主から報酬として、大抵小作料徴收高の百分の一乃至百分の五位のものを受ける。

秋收員が小作地に到着するや舍音は饗宴を張つて之を迎へる、秋收員は舍音宅に止宿して萬事舍音の取計に依つて小作料を徴收し、之れを舍音に保管させた上、秋收記と稱する小作人別徴收小作料目録を作成して地主方に引き上げれば、秋收員の任務は茲で終るのである。この秋收員の滞在費用も一部は小作人の負擔となること前述の如しである。

舍音、秋收員については大略上述の如きである。朝鮮の如く重に地主不在制度の處では舍音、秋收員は其人を得れば相當有益なものであるけれども、本來道德上に腐敗せる朝鮮の社會に於ては、其弊害のみ多くして利益の之に伴はざる憾みがある。

以上九項に涉つて述べしが如く朝鮮小作人の負擔は非常なものである。其結果從來は一般小作人は耕作の收入に依りて春夏秋冬を通じては穀類を常食する事を得ず、一ケ年の中二ヶ月以上は草根木の類を食して餓を癒して來たものであつた。殆んど先天的に慣習づけられて、更らに怪しみもし

つた程、歴史的にこの悲惨な生活をして來たのである。然も、彼等は彼等の利益の爲めに、幸福の爲めに、團結して對抗するには餘りに餓えて居る、と同時に、教化されて居ない。そののみか、仲間を裏切る事を何んとも思はない程、廉恥心なき朝鮮下層民の現在を以ては、彼等の力に據つて彼等の福利を増進せんとするは至難な事である。

以上は朝鮮に於ける小作制度の現状である。かゝる制度の下に生きて行かなければならない小作人の生活は、實に、思ひ半ばに過ぐるものがあらう。茲に、朝鮮人下層民の生活に對する苦惱を聊つ聲は湧き出で、次いで彼等を驅逐する導火線ともなるのである。

調査者は此章の初めに於て日本が朝鮮を併合して以來、朝鮮は物質的に、精神的に、急速の進歩をして朝鮮上下の所得と生活が、之れを、朝鮮獨立時代に比較すれば隔世の感ある程なる事を説いた。而して前節に於て、朝鮮小作人は從來自己の所得に依つては一ケ年間を通じて穀類を常食とする事さへ能はざりし悲運を述べた。然るに、茲に、朝鮮下層民の生活が甚だ困難となり、之れが爲めに、彼等は郷土を逐はれるものである、と論ずる時は大きな矛盾を感じるならんも、之れ彼等の間に益々廣まり又強まり行く文化の刺戟と、今日の農業状態との間に存在する矛盾より生せる苦悶であつて、決して單純なる生活困難を意味するものではないのである。詳言すれば、朝鮮小作人は今日尙、草根木皮の類を食するが如き下等なる生活をすらも、營むに困難となつて來たと云ふ意味ではないのであ

る。事實に於ては、彼等は最早や、草根木皮の類を食する事に依つて満足する事が出来なくなつたのである。曾て、大正八、九年の頃に米價暴騰して朝鮮小作農の恵まれし時代があつた。彼等は其時始めて、一ヶ年を通じて、穀類を常食となし得たのである。爾來、朝鮮小作人は如何にしても再び草根木皮の類を食する事が出来なくなり、例へ、米價が低落して彼等の生活が窮迫しても、外に、収入を求むる事に努力して、再び、以前の下等生活を繰返す事なく、現在に於ては、既に、草根木皮を或る期間常食とするが如き風習は朝鮮の地を拂つたのである。是れと同じ例は朝鮮に於ける朝鮮人日傭労働者の間にも現れて居る。従來朝鮮に於ける朝鮮人日傭労働者は徒食出来る間は決して働くことなく、下等なる生活をして、徒食なし得るてふ事、其れ自體が誇りであり、仲間の羨望であつたのである。然るに、彼等は金を得る爲めには何時でも働くやうになつた、と同時に彼等の生活は著しく向上されて居る。

之を要するに、彼等の生活難は、つまり、其標準が益々高まり行く生活を營む爲めに困難を感じるのであつて、茲に、彼等の進歩があり發展が芽ぐむのである。決して此の状態を以て、彼等下層民が奢侈に流るゝ結果なりと譴責する勿れ、彼等も現代人である、昔の農奴ではない、されば、彼等も現代的要求を起すのは當然であつて、敢て怪む可きことでも、亦非難す可きことでもないのである。

驅逐の原因を述ぶる終りに際し、朝鮮下層民の社會的不利と、朝鮮婦女子の發達とを其の原因の一

項として擧げたい。由來、朝鮮は非常に階級制度の嚴格なる國である。兩班貴族と庶民とは勿論、一般庶民の中にも白丁、鞋匠などは特殊に取扱はれ、社會的に非常に自由の束縛を受けて居るのであつた。同様に、地主と小作人、雇主と被傭人、その階級的差別の峻烈さは到底少しでも覺醒せる者をして恐び得ざる感がある。又一般に無産者は社會的に侮辱さるゝこと甚しく、一例を擧ぐれば、朝鮮の習慣として七、八才の幼兒も妻を娶れば成人格者たるの資格を得、其象表として冠を戴きたるに反し、妻を娶らざるものは冠を戴くを得ず、一人前的人格者として認められず、總角として社會的に輕視され、年齢の如何を問はず辨髮を衆目に晒らしたものであつた。(現在は斷髮の風の流行につれ一見識別し難きも未婚男子の輕視さるゝ風習は同様である)而も朝鮮人の間に於ては、結婚費用を莫大に要し、無産者の直ちに行ひ得ざる程度のものである。かゝる嚴格なる階級制度は下層民に非常なる社會的壓迫の下に生活せざる可からざる結果を來し、因りて、以て、生活上の見込さへあれば、實に萬難を排して此壓迫より逃る可く郷土を離れて新天地を求めんとする傾向を現はして居るのである。次に女子の發達が如何に朝鮮人の無産階級青年を刺戟せしやと云ふに、前述の如く、朝鮮人は婚姻に際して多額の費用を必要とするの意味は朝鮮人の結婚は妻を購ふものであつて、從來、嫁は購はれて不見不知の男を夫としたものであつた。然し、朝鮮の社會的進歩は獨り女子のみを取り殘す事は出来なかつた。近來、女子は自己の將來を唯、單に、人身賣買の如き不合理極まる方法に因つて、

委ねる事では満足出来なくなり、一般朝鮮人女子も結婚について主張を持ち、選擇するやうになつた。而して、彼等は内地に渡航した経験のある者に對しては、新知識の持主として尊敬するのである。此傾向は確に田舎の無産青年の心理をして、内地の文化を慕ひ、野心勃勃として彼等を内地へ到らしむる強い潜勢力である事を、否定する事が出来ないのである。

調査者は其初め、朝鮮人労働者の來住は殖民と同じく、國內の人口増加に伴ひて生活が益々困窮となるが爲めに、或は、現代社會の經濟的組織の變動に影響されて現はれしものならんと思惟せしも、實際に於て必ずしも然らざる事を發見したのである。朝鮮の人口は逐年増加して居る。然し、耕地面積も其れ以上増加して居る。其他、米、麥、雜穀の收穫、漁獲高、等舊年の比でない事は本章當初の統計の示すところである。然も、朝鮮に居住する内地人は近々約三十九萬に過ぎない。而して、職業の主なるものは、商業及交通業、公務及自由業にして、朝鮮人小作農労働者を驅逐するが如き移住者は殆んどなきのみならず、内地人労働者は朝鮮に於ては到底、朝鮮人、支那人労働者に對し生活、及び勞銀の點について敵ではないのである。故に特種の技術を有する者の外は、内地人労働者は却て朝鮮より驅逐さるゝのである。

茲に大正十年末に於ける朝鮮の人口千七百四十五萬二千九百十八人について、之れを、職業別によれば、即ち次表の示すが如き結果になる。(朝鮮總督府調査)

職業	人口實數		百分比	
	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人
農業、林業、牧畜業	1,475,446	4,351,785	25.7	66.0
漁業及製鹽業	225,645	110,333	3.9	1.0
工業	391,876	20,500	1.6	0.3
商業及交通業	1,108,800	131,011	6.3	3.4
公務及自由業	435,700	110,376	2.4	1.8
其他の有職業者	375,816	16,579	2.3	0.5
無職業及職業を申告せざるもの	120,000	6,135	0.7	0.2
合計	5,752,918	8,738,368	100.0	100.0

備考 本表中外國人二五、九四二人中二四、六九五人は支那人なり

然らば、經濟的組織の變動が農業の發達を促し、これが影響して田舎人口に剩餘を生せしめ、勢ひ農民をして土地より離別するに到らしめしやと云ふに、之れに對しても疑義なきを得ず。朝鮮に於ける農法は併合以來非常なる進歩をなし、經濟主義的に勞力の節約もなし得たれども、同時に二百萬町歩以上の未墾地は開拓され、副業の奨励も之に伴ひて施され、農民の勞力は昔日より過剩せりとの結論に到達し得られざるのみか、南鮮の或地方の如きは、農繁期には朝鮮人労働者を内地より逆輸入する状態にある事、前章に述べたるが如きである。唯、遺憾なるは朝鮮に於ける資金の缺乏にして、未墾地あれども水利悪しく、人工的に水利を按配せんとするも、公共事業の資金にも年一割以上の高利

を支拂はざる可からざる状態にあり、未だ、集約農法も行ふに由なく、天産餘りに豊かならざる朝鮮は、利潤の如何のみに因りて、投資を諾否する一般資本家、企業家より、此の方面の利益少なき事業に對しては、疎んせられて顧みられざる事である。

二 牽引的原因 朝鮮土民の生活に比して、内地生活の有する眞實なる、又は、妄想的なる便益を朝鮮人農民に感せしめ、彼等を刺戟して、日本内地に住居せんが爲めに居村を去らしむる諸原因にして、重に經濟的方面に強い誘引力を持つ事を常とするも、個人主義的解放の要求と云ふが如き、非經濟的方面の動機を持つ事も勿論である。

牽引的の經濟的原因として首位にあるものは、内地に於ける朝鮮人の勞働賃金が、朝鮮に於ける朝鮮人の勞働賃金と比較して著しく高い事である。元來都市に於ける生活費は、外見上田舎に於けるそれよりも大なるが如く見ゆれど、實際に於て然らざる事が多いが如く、生活必需費が收入に對する割合は、朝鮮よりも内地の方が却つて低いのである。

朝鮮人の勞銀が、朝鮮と内地との間に、何の位の差異があるかを、比較研究せんに、即ち、次の如き關係となる。

(内地及朝鮮に於ける朝鮮人勞働賃金比較表)  
一、農事に關するもの

(大正十一年中平均熟練職工勞銀)

職業	内地	朝鮮
農作夫	一・六〇	一・三〇
農作婦	〇・七〇	〇・六〇
植木職	三・三〇	一・三〇
漁夫	二・五〇	一・五〇
染料職	一・六〇	一・三〇
洗濯職	一・八〇	一・三〇
洋服裁縫職	三・三〇	二・三〇
靴職	二・六〇	一・七〇
理髮職	一・九〇	一・三〇
三、食物製造に關するもの		
杜師	三・四〇	二・六〇
醬酒製造職	四・〇〇	三・〇〇
煙草製造職	一・五〇	一・三〇
四、建築に關するもの		
家作	三・五〇	二・七〇

船造	内地	朝鮮
左官	三六〇	二七〇
石工	三〇〇	二五〇
木匠	三〇〇	二五〇
家新機	三〇〇	二五〇
瓦葺	三〇〇	二五〇
煉瓦	三〇〇	二五〇
煉瓦	三〇〇	二五〇
煉瓦	三〇〇	二五〇
五、器具製造に関するもの		
指物	内地	朝鮮
建具	三〇〇	二五〇
表具	三〇〇	二五〇
桶工	三〇〇	二五〇
車製造	三〇〇	二五〇
鍛冶	三〇〇	二五〇
鉄力トタン	三〇〇	二五〇
鋳物	三〇〇	二五〇
金銀細工	三〇〇	二五〇
彫刻	三〇〇	二五〇
六、雑		

活版植字	内地	朝鮮
高人足	二〇〇	一〇〇
手人足	一七〇	〇
土方	二〇〇	一〇〇
人力車夫	三〇〇	二〇〇
仲仕	二五〇	一〇〇
坑夫	二〇〇	一〇〇
職工	一〇〇	一〇〇
ペンキ塗職	二〇〇	二〇〇
店員	二五〇	七〇〇
海員	一五〇	一〇〇
雑役	一〇〇	〇
下男	一八七	二〇〇
下女	一三〇	六三

表中〇印は内地に於ける朝鮮人労働不明に付内地人の平均労働を掲げたり  
 月、は月給 賄、は賄付  
 近來課程労働に従事するもの多く爲めに實収入は表よりも多きを普通とす

右の表が説明する如く、内地と朝鮮とに於ては朝鮮人の労働に五割以上の相違がある。而して、朝鮮人の食費（宿泊料を含む）は、内地に於ては、普通一日六拾五錢、朝鮮に於ては、普通一日五拾錢（但、都會）である。故に、収入に於て五割以上を増し、生活必需費に於て三割より増さないのである

から、結局二割以上の剰餘を生ずる事になるのである。加ふるに、内地生活の愉快、(少くとも朝鮮人労働者にとりては向上された文化的生活である)及び人格的自由を享有し得る事、いやが上にも朝鮮人農民を熱狂せしめ、盲目的に殆んど爾餘の考へもなく内地へ向はせしめるのである。

以上經濟的原因の外に、内地來住の強い精神的原因となれるものは、實に、歸郷人の誇張的宣傳である。内地に來住して歸郷する朝鮮人労働者は、其土産話に、自らが内地にあつて苦しい生活をしたことを口にしない。彼等は、恰も、凱旋將軍の如く威風堂々として、兵を語るのである。たとへ、無一文で歸つた者すらも、金を残さなかつたのは、浪費したからだ、と謂ふ風に、文化に浴する事少ない朝鮮田舎農民の前に、内地文化の燦爛たるところを説くのである。内地に來住すること二年の一朝鮮人青年が、歸郷して、朝鮮語は忘れたといつて朝鮮語を話さず、朝鮮食を喫せず、朝鮮服を纏はざりしが如き極端な例もある。調査者が今夏本調査上の必要より朝鮮を旅行せし際も、内地より歸郷する朝鮮人労働者は、何れも輕装なる浴衣着に下駄を穿ち、指に金色の指環を輝かせて、一見内地人と異なる事なき服装で、意氣揚々たるものであつた——文明の恩澤より遠く離れて生活する朝鮮田舎農民の耳目は如何に誘惑されやう——内地出稼者の巧言美辭、及び内地出稼者中の極少數の小成金の土産話は、實に、大きな勢ひを以て、彼等を内地へ引き寄せるのである。

次に、朝鮮人労働者の移住は、地理的に大きな關係を持つて居る。彼等の半島外への移住は、概

略、短距離運動である。内地來住朝鮮人について、其れを出身道別に分類すれば、内地に最も近き、慶尙南、北、道、全羅南、北、道の出身者大多數にして、一方、間島、西伯利方面への移住者は、咸鏡南、北、道、平安南、北、道の出身者大多數を占むることを表はして居る。尤も、朝鮮人が南、北、道と人情を異にし、南、北、道のあるところへ北、北、道人が交るを好まず、同時に北、北、道人の許へ南、北、道人の行くを欲せざる舊慣が、多少の影響を與へ居るならんも、其根本は彼等移住者の近距離運動の實際化に外ならないのである。茲に、内地來住の朝鮮人中、出身道の判明せるものにつき府縣別に統計すれば、七萬二千八百十五人中に於て、慶尙南道の二萬八千六百二十八人、慶尙北道の一萬一千四百四人、全羅南道の一萬八千五百人、全羅北道の三千三百三十二人の如く、南、北、道人が最大多數を占むることを、次表が説明して居る。

但、北海道及樺太の來住者は、内地を北へ縦行せしものと、西伯利を經由して來住せしものとの兩者を含むのであつて、内地の他地方に比較して、是等の地方に北、北、道人の多きは西伯利より移住せし朝鮮人のある事を意味するものである。(七四頁参照)

道	本籍		計
	全南	全北	
福岡縣	二,三〇一	三,〇三二	五,三三三
長崎縣	二,七二二	三,九三三	六,六五五
道	二,七二二	三,九三三	六,六五五
全南	二,三〇一	三,〇三二	五,三三三
全北	二,七二二	三,九三三	六,六五五
慶南	二,七二二	三,九三三	六,六五五
慶北	二,七二二	三,九三三	六,六五五
忠南	二,七二二	三,九三三	六,六五五
忠北	二,七二二	三,九三三	六,六五五
京畿	二,七二二	三,九三三	六,六五五
江原	二,七二二	三,九三三	六,六五五
黄海	二,七二二	三,九三三	六,六五五
平南	二,七二二	三,九三三	六,六五五
平北	二,七二二	三,九三三	六,六五五
咸南	二,七二二	三,九三三	六,六五五
咸北	二,七二二	三,九三三	六,六五五
計	二,七二二	三,九三三	六,六五五
調査月日			三月末日
			七月末日

調査月日	全南	全北	慶南	慶北	忠南	忠北	京畿	江原	黄海	平南	平北	咸南	咸北	計
佐賀縣	107	14	33	15	33	36	30	4	6	6	4	1	1	253
大分縣	103	3	8	23	3	3	1	0	0	0	0	0	0	153
鹿兒島縣	3	0	5	7	2	4	1	1	1	3	4	1	1	30
沖繩縣	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
徳島縣	0	0	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	8
高知縣	0	0	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	8
香川縣	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
山口縣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫縣	500	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	506
鳥根縣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	2,222	5	6	5	6	5	6	5	6	5	6	5	6	2,249
京都府	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14
和歌山縣	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
滋賀縣	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
静岡縣	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
愛知縣	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
福井縣	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
富山縣	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
新潟縣	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
東京府	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
栃木縣	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	18,083	3,336	6,261	2,040	1,100	1,081	1,081	1,081	1,081	1,081	1,081	1,081	1,081	28,885

調査月日	茨城縣	秋田縣	山形縣	青森縣	宮城縣	岩手縣	福島縣	北海道	樺太	計
茨城縣	25	2	27	2	2	2	2	2	2	38
秋田縣	3	1	3	3	3	3	3	3	3	25
山形縣	6	2	8	8	8	8	8	8	8	55
青森縣	9	3	12	12	12	12	12	12	12	75
宮城縣	2	0	2	2	2	2	2	2	2	16
岩手縣	3	1	4	4	4	4	4	4	4	25
福島縣	3	1	4	4	4	4	4	4	4	25
北海道	15	5	20	20	20	20	20	20	20	135
樺太	2	0	2	2	2	2	2	2	2	16
計	18,083	3,336	6,261	2,040	1,100	1,081	1,081	1,081	1,081	28,885

反對に、間島方面の移住者につきて、其れを出身道別に統計せば、最も近距離にある咸鏡南北道、平安南北道の北鮮人最大多數を占むるに反して、内地に來住する南鮮人の少きことを次表に物語つて居る。

(併合以後外國移住朝鮮人累年比較表)

調査月日	京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黄海	平南	平北	江原	咸南	咸北	計
自至明年大正二年	2	7	6	1	4	1	2	3	2	2	2	2	2	25
治大正二年四月元月	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14
西問島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14
其他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14
三十一年計	5	16	11	4	7	4	6	6	5	5	5	5	5	51

朝鮮總督府警務局

計	年一十正大			年十正大			年九正大			年八正大			年七
	其	西	北	其	西	北	其	西	北	其	西	北	
計	他	間	島	他	間	島	他	間	島	他	間	島	計
二,八四一,〇九一	一,〇〇七	二,八四一,〇九一											
一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七
一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七
一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七
一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七	一,〇〇七

正太	年六正大			年五正大			年四正大			年三正大			年二正大		
	其	西	北	其	西	北	其	西	北	其	西	北	其	西	北
計	他	間	島	他	間	島	他	間	島	他	間	島	他	間	島
九,〇七〇	一,〇〇七														
一,〇〇七															
一,〇〇七															
一,〇〇七															
一,〇〇七															

京畿 忠北 忠南 全北 全南 慶北 慶南 黃海 平南 平北 江原 咸南 咸北 計

備考 本表中其他は四、北間島以外(重に西伯利)の地方を示す  
 本表は併合以来を掲出す  
 移住後豫期に反し生活困難に陥り却つて鮮内地に居住するを優れりとし或は其の他の事情に依りて歸還せる者左の如し

大正元年 大正二年 大正三年 大正四年 大正五年 大正六年 大正七年 大正八年 大正九年 大正十年 大正十一年 大正十二年 合計

別に、第十一師團駐屯區域地方に於ける、移住朝鮮人の戸口調査表を掲ぐれば、即ち、次表の如くである。此調査表は、前比較表の、「其他」の部の中、西伯利地方在住者であるが、こゝにも、等しく、北鮮出身者が多数を占めて居るのである。

(第十一師團駐屯區域地方朝鮮人戸数人口調査表)

戸数	人口		歸化	非歸化	道	別
	男	女				
尼市々内	5,481	1,133	2,560	4,421	威南	威北
荒坪附近	2,433	733	1,700	733	威南	威北
長城嶺附近	1,734	566	1,168	566	威南	威北
二次營附近	621	329	500	121	威南	威北
車巨隅附近	4,186	1,110	2,876	1,310	威南	威北
シネロフカ附近	3,751	1,316	2,435	1,115	威南	威北
アチロフカ附近	4,176	1,011	3,165	1,011	威南	威北
ボルタフカ附近	6,711	2,161	4,550	2,161	威南	威北

チエマコフ附近	3,511	633	2,878	1,234	1,013	2,968	3,511
ラズドリノ附近	3,911	901	3,010	2,109	1,644	2,109	3,911
キバリンフ附近	2,733	633	2,100	1,467	1,155	1,467	2,733
グロテコウオ	1,100	2,878	1,100	3,978	3,333	3,333	1,100
ズビニンスキー	1,155	1,155	2,310	777	666	666	1,155
イボリトフカ附	3,777	633	3,144	2,511	2,166	2,166	3,777
チエルニコフカ	4,011	1,377	2,634	2,201	1,856	1,856	4,011
近	4,011	1,377	2,634	2,201	1,856	1,856	4,011
スバスカヤ附近	4,011	1,377	2,634	2,201	1,856	1,856	4,011
タイニング附近	4,011	1,377	2,634	2,201	1,856	1,856	4,011
スイヤギノ附近	4,011	1,377	2,634	2,201	1,856	1,856	4,011
ガリモンカ附近	4,011	1,377	2,634	2,201	1,856	1,856	4,011
計	7,911	2,155	5,756	4,601	3,956	3,956	7,911

斯くの如く、朝鮮人労働者の人口的運動は、地理的に大きな關係を持つて居ることが明らかである。彼等の移住は、恰も、現代人口の都市集中と同過程を辿る傾向を顯して居る。殊に、朝鮮に於ける、急激なる同化政策と、一視同仁の宣傳は、内地へ來住する朝鮮人労働者をして、外國へ移住する場合の如き不安を感じしむることなく、近距離にして、交通機關が完備し、旅費小なるが爲め、貧困の下層民も容易に來住し得るてふ諸條件は、彼等をして、愈々、内地來住の要求を強くせしむるものである。

以上は、朝鮮人労働者が内地へ來住する諸原因中の主なるものであるが、要するに、其根本となれ

るものは、唯、一片の生活難と謂ふよりも、寧ろ、朝鮮人下層民が大いに覺醒し、其向上心が強まりたる結果に外ならざるものと思はれるのである。

### 第三章 労働状況

朝鮮人労働者は、何時頃から労働市場へ現はれたか、其起原は非常に古いもので、併合以前に於て彼等は既に來住し、朝鮮飴賣として相當の収益を擧げて居た。次に、朝鮮人參行商者として、相當の數を見せて居たが、労働者として一般に認識されるに至つたのは、大正四年頃からである。世界戦争中労働不足の期間にあつては、彼等來住者も殆んどすべてが消化されて居たが、大正十年末頃より彼等は漸く職を失ひ、人夫土方の職業へ驅逐されるやうになつたのである(第一章第二節参照)。彼等現在の労働状況は如何以下項を追つて説明しやう。

#### 一 雇傭關係

朝鮮人の雇傭關係といつても、何にも、内地労働者と格別に異つたところはない。同時に、各種事業に於ける雇傭關係を一々調査する事は、當課編纂の工場労働雇傭關係及日傭労働者問題と重複する

が故に、詳細は該調査報告を参照する、事を希望して、此處に於ては、内地労働者の雇傭關係と幾分か異なる色彩を持つところを、述べることにしやう。

朝鮮人工場労働者の雇入は、初めはすべて自己志願であつた。彼等は勇敢に各工場を戸別的に、求職訪問をしたものであつた。次いで、當初雇傭されたものが、自分の朋友を紹介、就職させたものであつて、企業家の方から朝鮮人労働者を募集せし例は、甚だ稀である。彼等は自立して労働して居るが然し、一方、朝鮮人土方は組をなして労働するものが多い。大きい組は、三、四十人の労働者を擁し、組頭は部下を吾が家に下宿せしめ、勞銀も組頭の手より支拂はれる。仕事の都合で、遠隔の地に行くときは、組全部が移動するのであるが、其間統一を缺くこと夥しいものがある。小さい組になると、四、五人と云ふものもあるが、之れにも組頭はあつて、特權を振つて居る。中には、組全部が木賃宿住ひなどして居るものもある。其團結は、極めて薄弱で、朝に入つて夕に去るてふ事實も、少くない。組頭は仕事に際し、部下を指揮、監督し、自らは直接労働に服せず、雇主の命を部下に傳へ、勞銀の協定について直接雇主と交渉し、雇主より受取りたる勞銀を部下に割當てるのである。其際、相當金額を自己の所得とするは勿論にして、組頭は丁度ブローカアのやうなものである。近來内地人土方の部室にも、二三の朝鮮人労働者を見ないところはない、彼等は勿論土方として日々内地人に交りて、労働して居るものであるが、急に多數の手を必要とする際の如きは、朝鮮人土方、人夫の募集係

として、重寶されて居るのである。  
 次に、朝鮮人労働者の勞銀は如何と謂ふに、雇主は内鮮人共に最低勞銀としては、變らないと謂つて居るが、それは朝鮮人成年労働者最低勞銀を、内地人少年労働者の勞銀と比較するからである。而も、最高勞銀に於て著しく相違するを以て、平均勞銀は、内地人のそれよりも、遙に、低廉である。一般に朝鮮人労働者は、自己の勞銀額を徹底して主張しないから、狡猾なる雇主よりは、多少宛行扶持的の待遇を受けて居る傾向がある。  
 左に、内鮮人成年労働者の勞銀を比較せんに、

(内鮮人成年労働者勞銀比較)

職業	朝鮮人			内地人		
	最高	普通	最低	最高	普通	最低
農作夫	1.70	1.20	1.00	2.00	1.50	1.20
農作婦	1.50	1.00	0.80	1.80	1.30	1.00
洗濯夫	1.50	1.00	0.80	1.80	1.30	1.00
洗濯婦	1.50	1.00	0.80	1.80	1.30	1.00
色染工	1.50	1.00	0.80	1.80	1.30	1.00
メリヤス工	1.50	1.00	0.80	1.80	1.30	1.00
紡績工	1.50	1.00	0.80	1.80	1.30	1.00
耐工	1.50	1.00	0.80	1.80	1.30	1.00
仲子仕	1.50	1.00	0.80	1.80	1.30	1.00

(大正十二年六月迄平均)

備考 朝鮮人労働者は總ての紹介に對して手数料を請求する中間的に労働を紹介せしものにつきてもコミッションを要求するのである彼等の實收は往々彼等に支拂はれる金額よりも一割乃至二割の割引を見ることが稀でない

二 労働者としての朝鮮人

既述の如く、來住せる朝鮮人労働者の大多數は、朝鮮に於ける下層農民なるが爲め、機械工業の労働者としては、直ちに、使役し能はざるものであるから、此處に於ては、現在朝鮮人労働者が主に従業なし居る労働に就いて、彼等の價值概觀を述ぶる事とする。

茲に、參考として、朝鮮人労働者中、大多數を占むる、朝鮮人土方を、直接監督使役して居る一現場技術員の通信を掲載しやう。

(以下原文のまゝ)

(前略)只今當下水工事に従事せる鮮人と内地労働者との賃金の比較は大要左の通りであります。  
 内地土方 日三・〇〇—二・二〇位  
 鮮人土方 日二・五〇—一・七〇位

鮮人労働者の短所

一内地労働者に比し體質、氣力に於て劣り躬行卒先して自己を啓發するの餘餘がないから従つて能率もあがらない其作業振りは至つて緩慢且つ微温的であるヨボクと云はれても仕方がない

一素質と云つても鮮人中最下等に屬するものらしく其多くは文盲である筋肉労働者の要素たるべき鋭氣潤達の氣風は見るべくもない況して土方に必要な擔ぎ荷(肩の力)の弱いことお話になりません、それだから一氣呵勢の活動は不可能である

一個性か慣習か就業中陸日なを最る聲骨にやる内地土方の様に親方に對する義務とか謝恩とかの觀念は皆無である、彼等は働く爲めに日中追ひ廻され叱り飛ばされ、爪弾かれ罵詈雑言されても尙俗に云ふ日中油を賣る事に虎視眈々たるものがある内地労働者の希望する出来高労働で腕次第に多くの収入を得たいと云ふ觀念もなからしい最も憎むべき通弊として自分に都合の悪い指揮命令の下らんか言辭の不解を藉として「知らん」分かんないの一點張りで白ラバツクレル事である斯くては彼等の前途は本能的に自滅の外はありまい(以下省略)

以上は、朝鮮人の本來を理解せず、たゞ、内地労働者と對等なるものとして、直ちに、非難せし嫌ひあれども、而も、朝鮮人労働者の半面を物語るに充分である。

一般に、朝鮮人労働者は、自己の勞務に責任を持たない。勿論、興味など持ちやうもない、たゞ、御役目的に動くのみである。従つて、活氣がない、殊に、好悪乖逆、唯、利を以て相争ふの常習に至りては、殆んど、人格を認められて居ないと云はれて居るのである。加ふるに、廉恥心乏しく、不勞所得を以て賢明なる行爲となし、物を掠むるに大膽至極なるなど、等しく、社會の蠱惑するところであらう。

然れども、因襲的に虐げられ、歴史的の苛斂誅求に禍されての僻みたる性格と、オヂけたる生活

は、一朝一夕に矯めらる可くもなく、卑屈と、不貞腐れは、彼等が未だ温情味に浴したる事なき、可憐なる彼等の過去を物語るものなるを思へば、唯、單に彼等を養ひ難きものとして、顧みる事なきは、餘りに、新附の民に對する理解と、同情とを缺くものである。遮莫、彼等が内地労働者の忌避する、汚賤なる勞働をも、水中作業をも、案外苦にする事なく仕遂ぐるところは、勞銀の低廉と併せて、彼等の長所として利用し得べきである。

事實に於て、朝鮮人労働者が土方、人夫、炭坑夫として、相當需要ある點を考ふれば、彼等が此方面に於て、將來を有す可く、現在土工工事と朝鮮人労働者は、影の形に伴ふが如く、全國到る處に分布され居るを思へば、彼等の價值も漸次認識されつゝありと、謂ふ可きである。彼等も土方として、其優秀なるものは、内地人土方と殆んど等しき技倆を發揮して居る。彼等に進歩がないと云ふ事は出來ない、勿論、彼等が土方として自滅するより外はないと云ふ結論は、餘りに、朝鮮人労働者の價值を知らざる言葉ではなからうか。土方稼業に必要な擔ぎ荷の弱き點は、彼等が幼時より慣らされし擔軍(脊の力)の方法によりて、代理されやう。彼等は先天的に惡人ではない、彼等の惡癖は、彼等の肉體が亡ぶまで矯正出來ないものではなからう、指導の方法如何によりては、誠に温順なものである、使ひにくひと顧みないのは同情のないことではなからうか。

次に、朝鮮人労働者の團結力、勞働組合的、及び親分子分的の關係に於て述んに、一民族が他民族

間に移住するときは、移住せし民族の間には、自然的に、他民族に對して一種の攻守的團結がなりたつことは、歴史の證するところである。我が來住朝鮮人労働者間に於ても、此の團結は、種々の方面に觀る事が出来るが、然し、朝鮮人労働者の團結は、區々縦斷的にして、全體より見て、其の團結力は微弱なものである。例へば、一工場内に働く労働者、一工場内にある仲間と云ふ程度のもので、他工場乃至他工場に對してまで、横斷的に、團結力のあるものはない。然のみならず、同じ工場内に於ても、持場を違ふれば、既に相互の交渉は薄くなるのである。彼等の團結は、要するに自己本位の團結であつて、自己及び自己の最も近い周圍以外に擴大さるゝ事は甚だ稀である。彼等は未だ労働組合的のものを組織して居ない、同時に、相互扶助てふ觀念には甚だ乏しい。大阪に於ても、朝鮮人同胞の福利を増進し、相互扶助救済を目的とする等、種々宏大なる理想を標榜して組織された組合は、當初より數ふれば七十餘、現在二十三(大正十二年八月現在)あれども、何れも總會を催す事、僅に二、三度にして解散し、而も、労働組合としての意義よりも、救済的機關たるの色彩濃く、労働組合としては何物もないと謂つて良いのである。又、親分、子分的の關係に於ても、内地労働者間に見ら、超物質的のところは殆んどない。彼等は、所謂、刎頭の友と悲憤、慷慨する事は出来る。然し、大きな團體全部の爲めに、自己を犠牲には出来ないらしい。否、小さい自己の利益を固守する事のみ、餘りに、汲々として居るのである。然し、内地に於ける勞資問題の不斷的刺戟は、いづれ、近き

將來に於て彼等も此點に覺醒する時が來るであらう。それでも、朝鮮人労働者は一般に柔順である。彼等は内地人労働者と求めて抗争はしない。然し、一つの仕事を内地人と共同でやらせると、どうも、能率が擧らない。彼等は、彼等同志で働かす方が、結果に於て、却つて良好である。此點は、研究すべき價値あるところである。要するに、朝鮮人労働者は内地労働者と、求めて抗争はしないが、又、全然融和もして居ない。之れが彼等の現状である。

一般に、内地労働者は殆んど朝鮮人労働者を、労働者として價値なきものゝやうに取扱つて居るが、それは大きな眼鏡違ひである。朝鮮人労働者は、今や、孜孜として内地労働者を模倣して居る。彼等は内地労働者の労働の價値其物を尊敬して、これに師事して居る。彼等の多くはよく隱忍して居る。若しも彼等がよく隱忍自重する其表面の態度を見て、直ちに、意氣地なしと批評するならば、それは甚だ、輕卒と謂はなければならぬのである。

#### 第四章 生活狀況

生活は人格を支配する根元となるものであるが、朝鮮人労働者の生活状態は、吾人の眼に映するところ、寔に、悲惨、其物である。殊に、食物の點に於ては、よくもあれで生存するに必要な營養素

を攝取する、ものかとは、疑はざるを得ない程である。彼等は、飯と、鹽と、野菜とで生きて居る。食分量は多いが、副食物としては、朝は醬油、或は鹽とで腹を拵らへ、晝は漬物、(殆んど生の漬物) 晩は油揚げと野菜の煮付、或は、魚類の乾物位が關の山である。労働中彼等に根氣がなく、潤達の風の見えざる等は、營養の不充分なる事が大きな一因をして居るものではなからうか。而も、草根木皮を或る期間常食とせざる可からざる程、虐げられたる彼等の過去生活の經驗と、苦惱は、吾人の眼より見て、囚人よりも更に劣る現在の生活に、尙、汲々として彼等を生きて行かしのめのである。彼等は一樣に冀つて居る、唯、金を得たいと、其獲得したる金を以てどうしやうといふのでもないらしい。只、單に金を得ることのみを考へ、生活の改善、地位名譽に對する欲求などは殆んど問題として居ないらしく思はれる。少くとも、内地に居住する間は、金を残す其事のみによつて、彼等は満足出来るのである。それが爲めには、身體の營養も、衛生も、何んでも犠牲に出来る。眼然の利を見て走る彼等の習癖は、其源を、こゝから發するのではなからうか。世人は往々、渡來朝鮮人労働者は、酒と、賭博に、収入の全部を費すもの、如く考へて居るが、是れは、全體を穿つた觀察ではない。勿論、多數の朝鮮人労働者の中には、酒を飲み、博奕に耽り、喧嘩騷擾を常とする、所謂、少數の不良鮮人がないではないが、彼等は、寧ろ、眞面目なる朝鮮人労働者の力によりて、漸次淘汰されつゝあるが如き實狀にあるのである。

要するに、彼等は彼等の収入の範圍内に於て、貯金或は送金して、而も、生活して行かうとして居る。彼等は、如何なる切りつめた生活でもやり兼ねない、然し、彼等の意氣込がどうであらうが、やはり、最低限度と云ふものはなくてはならない。朝鮮人日傭労働者に、一ヶ月幾許あれば、生活なし得るや、と質問せしに、或者は八圓と答へ、他は九圓と謂つた。彼等は生活費として、食費を計上することのみによりて足れりとして居る。衣服、住居と云ふものについては、之れを、必要と認むるまでの餘裕がないのである。勿論、病氣などに對する豫備費用等は考へて居ない。彼等の生活狀態程、社會の文化より、とり残されたるものはなからう。人類愛の爲めに、人格擁護の爲めに、刑務所の内容でさへ、種々其目的に叶ふやう、國家の力を以て改善され、其施設に於て、相當保健と労働とを保證され居るに反し、彼等無辜の労働者が、働く可く汲々として、無益に職を求めて徨ひ、僅少なる収入に辛じて生きて行かねばならない社會の現狀は、皮肉以上と謂はねばなるまゝ。

#### 一 收入

朝鮮人労働者の収入は幾何なるや。之れを、各個人全般に涉つて調査する事は、殆んど不可能な事である。次の統計は、大正十二年八月中に於ける、大阪在住の朝鮮人土方一〇〇人、職工三〇人、日傭労働者二〇人につき實地調査せし個人の収入であつて、數に於て甚だ少く、又季節に於て彼等が

最も暮しよく、彼等の労働日数も比較的多かったやうであるが、尙、彼等の収入の一斑を窺ふことが出来やう。

表中、土方の部に於て、月收七十五圓以上は、すべて、土方の部室頭である。彼等は下宿營業をなす傍ら、下宿人を自己の配下として労働せしめ、而も、其等の日收の幾分かを口錢として所得するのである。來住朝鮮人職業中に於て、彼等程有利なるものはなからう。大阪府下に於ける、朝鮮人下宿業者は大正十二年六月末に於て、三百二十三人あるが、其中、收支償はず廢業を止むなくせしもの、僅に、八月末迄に十六件、新らしく營業開始せしもの、四十三件に及ぶといふ有様である。

次に、職工は染色工場、硝子工場の職工により統計せしものにして、内地見習職工の部に屬するもの、十人混り居る爲め、平均収入に於て職工としては、多少低廉に過ぐる感あるも、一般朝鮮人工場労働者の平均収入としては、大凡表に現はれしものと大差はない。

日傭労働者は、定住所がないものが多かつた爲め、甚だ、調査に困難を感じたが、内地で俗稱する「立ちん坊」について、彼等の偽らざる告白を掲記したものである。

調査中調査者の不正確なる朝鮮語が禍して、徴税吏と間違へられたやうな滑稽場面もあつた。

(個人収入表)  
土方(200人) 職工(30人) 日傭労働者(20人)  
自一〇圓至一五圓 自一〇圓至一五圓 自一〇圓至一五圓  
(大正十二年八月中)

自一五圓至二〇圓	三	六	三
自二〇圓至二五圓	一六	二	六
自二五圓至三〇圓	二六	一〇	一
自三〇圓至三五圓	二二	七	一
自三五圓至四〇圓	一七	一	一
自四〇圓至四五圓	四	一	一
自四五圓至五〇圓	七	一	一
自五〇圓至五五圓	三	一	一
自五五圓至六〇圓	五	一	一
自六〇圓至六五圓	二	一	一
自六五圓至七〇圓	一	一	一
自七〇圓至七五圓	一	一	一
自七五圓至八〇圓	一	一	一
八〇圓以上	一	一	一
平均労働日数	三・四六	二・三三	一・六二
平均一人一月収入	三六・九五	二七・三三	一六・三〇
平均一人一日収入	一・八五	一・〇五	一・〇三

備考

表中平均労働日数は實際労働延日数を人数で除したるもの

平均一人一ヶ月の収入は總収入額を人数で除したるもの

平均一人一日の収入は平均労働日数を以て平均一人一ヶ月収入を除したるものなり

朝鮮人労働者の世帯としての収入は、彼等は、殆んど、大部分が單身労働者であるが故に、其例證に乏しきも、一、三世帯持の労働者が副業として、配偶の名によつて、營業なし居る下宿屋、飲食店

についての收支を、次節末に記載せしを以て、一應の参考を冀ふ次第である。

## 二 生活費

生活に對する支出の重なるものは、住、食、衣なるを以て、以下此順を追つて、述べんとするのである。

住………來住朝鮮人労働者の最も困難を感じるは、住居を得るてふことである。一朝鮮人は、内地人が朝鮮人労働者に家を貸さないてふ事について、憤然として語る。

一視同仁とか、何とか、いつて表面は實に結構ですが、一般人の間に、朝鮮人が同一人格視されて居ないてふ事は、内地人が朝鮮人労働者に家を貸して呉れない一事によつても明らかである。其證據は、日本語の上手な朝鮮人が、内地人の名前で家を借りに行くて貸して呉れる。其れなのに同じ其人間でも其れが朝鮮人と明ると、モウ貸さないんです。

内地人が一般に、朝鮮人労働者に家を貸すことを拒む事實は、往々見られる。或る家主に其理由を質問したのに對し、次のやうな返答を得たのである。

第一 朝鮮人労働者は家賃を拂つて呉れない。もしも家を貸したら最後、二十人も、三十人もやつて来て、おまけに、不潔で

家の掃除とか、手入をやらなから、家をいためることが多く、十年もつ家であつても四年位で駄目になります。ですから、假令、家賃を二倍貰つても追つきません。

それのみでなく、一般に手癖が悪く、南京蟲をわかしたり、大勢で騒々しいもんですから、近所の人がいやがります。

それで、私の方も營業ですから、家賃を拂つて呉れなかつたり、家を荒されたり、おまけに、近所の人が見惑して、轉居されるやうじゃあ、困りますから、なるべく、朝鮮人労働者に貸したくはありません。

と云つて居る。來住朝鮮人労働者の中でも、唯、單に家を借り得たてふ一事で、成金になつたといふ話もある位である。即ち、家を借り得たものは、早速下宿屋をやる。さうすると、千客萬來で、下宿人が殖むるといつたやうなものであつたのである。

實際内地來住朝鮮人九萬五千四百四十四人につき、戸數は六千九百三十三戸である。(一八頁統計参照) 其中に戸數不明なる人員、七千六百六十二人あるを以て、之を差引して、尙、一戸當り、約一三・九人ばかりとなつて居る。來住者中、内地人と雜居する者を一割と看做し(一九頁参照)ても、一戸當り、一二人近くなるのである。特に、大阪府下に於ては、内地人との雜居者一割を減じて、尙一戸當り、一七人強となるのである(二八頁統計参照)。大阪市内朝鮮人下宿屋二十家について調査(大正十二年八月)せしに、總疊數二百六十七疊に對し、下宿人五百七十九人ありて、一疊當り、實に、二・一七人弱になるのである。これは、調査時期が暑中なりし爲めならんも、或下宿屋の如きは、押入も、椽側も、台所も、

人を以て充されて居た事實もあつた。朝鮮人労働者の居住場所は、一般に、各都市の接續町村に多い。所謂、都市の場末に彼等は多く居住して居る。東京市附近に於ける、品川、大崎、世田ヶ谷、戸塚、巢鴨、千住、三の輪の如き、大阪市近傍に於ける、今宮、鶴橋、豊崎町の如きは此例である。これは、前述の如く、朝鮮人労働者が住居を得るに非常に困難を感じ、地位的に、經濟的に、勢ひ場末に住所を見付け、初めは、内地人の木賃宿に宿泊せしものなりしが、彼等の中の極少數者が、家を借る事に成功し、其處に、朝鮮人労働者が集りしものにして、借り得し家は場末に於ても、更に、甚だ、不便な位置で、一般的需要から離れたものであつたのである。而して、彼等が此場末に、集團部落を構成せしや、と云ふに、住居難は再び、茲に、彼等を部落的に集合せんとする傾向より、阻止して居るのである。勿論、一般民衆も住宅の不足を嘆つ現在、朝鮮人労働者が住居を得るに困難することは、あり得べき現象とも考へられるが、一方住むに家なく、野中に板とトタンにて小屋掛をなし、其中に止むなく住居する一部朝鮮人労働者の境遇については、一考を要するものがあると思はれるのである。

食……朝鮮人労働者は殆んど單身者である。此事實は前述の住居拂底と結付けられて、彼等は大部分下宿生活をなし、一戸を構へて自活するものは甚だ稀れである。大阪附近に於ける、彼等の下宿

料は普通、一日六十五錢であつて、最高八十錢以上を支拂つて居るものは尠ない、だから、食物の内容容としては、本章當初に述べしが如く、誠に、粗末なものであるが、彼等は内地にある材料によつて、出来るだけ、朝鮮風の料理をして居る。然し、彼等が等しく困難せることは、内地に於ては、朝鮮の唐辛(内地の唐辛に比して非常に大きく真紅にして内地産のもの程辛くない)を得難きことである。唐辛は朝鮮人の食物中不可缺のものである、されど、朝鮮唐辛は内地市場に現はれない、彼等は辛すぎる内地唐辛によつて、満足せしめらるゝことを、餘儀なくされて居るのである。

衣……朝鮮人労働者は、一般に、衣服については頓着して居ない。彼等は、一般に、着換を持つて居ない。然し、彼等は異口同音に、着物を拵しらへるのであつたら、今度は、和服を拵しらへたい、と希つて居て、殆んど朝鮮服を着たい、といふものはない。彼等の中でも成功者は、種々和服を調製して居る。下駄は、一般に、廣く用ひられて居る。彼等は、確に、服装については、内地人と同様の希望を持つて居るものと、看做されるのである。然し、朝鮮人婦女子は、内地婦人の服装については、根本的に同化されないらしく、彼等は、朝鮮固有の服装を喜んで居る。これは、内地婦人の服装が餘りに、解放的であるてふ點に歸着するものらしく、嚴格に謂へば、従來の内地婦人服装は、或は、朝鮮婦人の服装よりも、尙、實際的でないのではなからうか。

以上、衣、食、住の状態を一通り説明せしを以て、一般朝鮮人労働者が、是等に對して、如何なる割合の支出をなし居るや、下に、支出表を掲げて、參考に供しやう。調査時期が暑中であり、被調査人員が甚しく僅少である點より、全般を律し能はざるは勿論なれども、一般朝鮮人労働者が生活必需事項に對する支出の割合は、大略、窺知し得るのである。表中、被服に對する支出なきは、暑中のごとであり、且つ、一般朝鮮人労働者が被服に對する支出を、極力切詰め居る心持を表はせしものにして、生活費を極度に制限して、送金乃至貯金をなし居る有様は、彼等の心情を最も露骨に表現して居るものと、云ふ可きであらう。

(個人支出表)

月收平均三五圓	土方(二七歳)	月收平均二八圓	職工(三〇歳)	月收平均二〇圓	日傭人夫(四三歳)
下宿	一九・五〇	酒、タバコ	七・〇〇	(寄宿舎)	一五・〇〇
被服	二・〇〇	雑費(洗湯其他)	二・〇〇	(嚴船起居)食費	九・〇〇
貯蓄	一・〇〇	送金	五・〇〇	手許	六・〇〇
残金	一・〇〇	計	一・〇〇		

(大正十二年八月)

來住朝鮮人労働者の大部分たる單身者の生活状態は、上述の如くであるが、茲に、世帯者の收支を表に掲げて、參考を煩はさんとするのである。來住朝鮮人労働者の世帯者は、大抵、彼等の中の成功者であると同時に、世帯者は殆んど副業として、下宿營業か、飲食店の營業を經營して居る。次表も、戸主は労働者、主婦は副業の營業主である。月に大抵、營業上の賃が、一割乃至三割あつて、而して、これが損失となり終ることが、殊に、飲食店の方に多いさうである。それでも、中には可成りの貯へを残し、益々、營業の發展が明らかなるものも多いやうである。(表は大正十二年八月のもの)

例

●世帯の有様

主	土方(親分)
妻	下宿營業主
子	二人(共に男九歳と七歳)
下宿	四十一人(朝鮮人労働者)
下宿	二人(十七歳と三十九歳朝鮮人)
〇收	
戸主收入	九・〇〇
家族收入	六三・五〇
計	七二・五〇
外に 當月掛貸	一七・〇〇
	下宿料の不拂に依る

○支出  
 食料品 三三・〇〇〇 家族全部の費用  
 被服 三〇・〇〇〇 疊敷二十三疊  
 子供教育 一〇・〇〇〇 主人の洋服代  
 主人小遣 一〇・〇〇〇 九歳の小學生  
 雑入 三三・〇〇〇 主婦小遣も含む  
 雇人給料 三三・〇〇〇 二人分  
 計 六六・〇〇〇  
 ○差引残額 一〇〇・五〇〇

例二  
 ●世帯の有様  
 硝子工場職工(但し内地の素人下宿と同様)  
 下宿営業主(但し内地の素人下宿と同様)  
 八人(主人と同一工場の硝子職工)

○収入  
 戸主収入 六六・〇〇〇  
 家族収入 一三三・〇〇〇  
 計 一九九・〇〇〇  
 来封外に 當月掛貸 二九・〇〇〇  
 計 一七〇・〇〇〇

○支出  
 食料品 一四〇・〇〇〇 家族全部の費用  
 被服 一六・〇〇〇 疊敷七疊半庭二坪  
 主人小遣 三・〇〇〇 主人の浴衣  
 雑計 一〇・〇〇〇  
 計 一五九・〇〇〇  
 ○差引残額 二七・〇〇〇

例三  
 ●世帯の有様  
 色染工場職工  
 飲食店主  
 一人(六歳)

○収入  
 戸主収入 五五・〇〇〇  
 家族収入 一〇四・〇〇〇  
 計 一五九・〇〇〇  
 内 酒、ビール、サ  
 イダア、ラムネ  
 水、空瓶共 三六・〇〇〇  
 牛豚等の食物よ  
 り製せし食物の  
 賣上 三五・〇〇〇

計	11,000	魚類、乾物、果實	13,000
外に貸賣掛	3,000	麵類 其他	10,000
○支	1,500		
家族生活費	15,000		
家族賃	17,000	墨敷八墨庭二坪強	
營業費	6,000		
内			
酒、ビール、サ			2,000
イダア、ラムネ			
水			
牛豚等の雜物			1,500
麵類 其他			7,000
魚類、乾物			5,000
果實			3,000
其他調味料			3,000
器物破損補充			2,000
被服	5,000		
雜費	10,000		
計	11,000	家族の小遣等一切	
○差引 残高	3,000		

三 教 育

來住朝鮮人の教育程度は、實に、幼稚なものである。之れについての全國的統計を有せざるも、大正十二年四月末に於て、大阪府が、大阪府下在住朝鮮人一八、一九一人につきて調査せし報告によれば、其中、文盲者實に九、七九八人の多數である。尙、之れを細別すれば、次表の如き結果である。

(朝鮮人教育程度調)

區	分	男	女	小計	合計
専門學校卒業又は同程度の學力あるもの	内地語に熟せるもの 稍々解せる者 全く解せざる者	1 1 1	1 1 1	2 2 2	6
中學校卒業又は同程度の學力あるもの	内地語に熟せるもの 稍々解せる者 全く解せざる者	1 5 1	1 1 1	2 6 2	10
中學校二、三年程度の學力あるもの	内地語に熟せるもの 稍々解せる者 全く解せざる者	3 8 3	1 1 1	4 9 4	17
高等小學校卒業程度の學力あるもの	内地語に熟せるもの 稍々解せる者 全く解せざる者	2 2 2	1 1 1	3 3 3	9

尋常小學校程度の學力 あるもの	内地語に熟せるもの		尋常小學校二、三年程 度の學力あるもの	内地語に熟せるもの		文 官	内地語に熟せるもの		總 計
	稍々解せる者	全く解せざる者		稍々解せる者	全く解せざる者		稍々解せる者	全く解せざる者	
七九	八三	三二	七九	八六	二一	四九三	四九三	二、六五五	二、六五五
五	四	五	四	五	一	二、〇四五	二、〇四五	五、〇〇九	五、〇〇九
八三〇	九二〇	四〇	八三〇	九二〇	四〇	二、二七三	二、二七三	七、五四八	七、五四八
二、一七	二、一七	二、一七	二、一七	二、一七	二、一七	二、一七	二、一七	二、一七	二、一七
一八、一九一	一八、一九一	一八、一九一	一八、一九一	一八、一九一	一八、一九一	一八、一九一	一八、一九一	一八、一九一	一八、一九一

當時の報告によれば、大阪府下來住朝鮮人一八、一九一人中、一六、〇〇〇人までは労働者であるから、朝鮮労働者の中で、尋常小學校卒業程度、或はそれ以上の學力を有するものは、誠に、僅少である。

茲に、本市教育部の調査になる、大阪市在住朝鮮人就學状況を掲ぐれば、全體を通じて、僅々、三六五人の少數に過ぎないのである。即ち、

(大阪市在住朝鮮人就學状況調)

(大正十二年四月現在)

年齢別	尋常小學校		高等科		實業補習學校		合計
	男	女	一年	二年	一年	二年	
九歳	七	三	一	一	一	一	一〇
八歳	三	一	一	一	一	一	八
七歳	八	一	一	一	一	一	八
計	一八	五	三	三	三	三	二〇

又、之れを年齢別にすれば、次表の如き有様である。即ち、十六歳より二十歳迄の間に就學者が最も多い。

年齢	男	女	計
九歳	七	三	一〇
八歳	三	一	四
七歳	八	一	九
計	一八	五	二〇

備考 本表の外特別學級として收容せる者一三六名(北區)あり

年齢別	小學校		實業補習	計
	男	女		
10歳	8	1		9
9歳	9	1		10
8歳	2			2
7歳	9			9
6歳	3			3
5歳	3			3
4歳	9			9
3歳	1			1
2歳	1			1
1歳	1			1
0歳	1			1
計	46	3	3	52

備考 本表の外特別學級に收容せる者の年齢十二歳以上四十一歳迄のもの一三六名あり

計

一七

二〇

五

三六

次に、朝鮮人學齡兒童につき就學状況を見るに、甚だ、遺憾なものである。是れに就きても、全国的統計を作成し得ざりしが、大阪府、京都府、兵庫縣、大分縣、島根縣（以上の各府縣は學齡兒童の就學状況調査の報告に接せり）に於ける有様を見るに、最良の處に於ても、約半數の就學者より無き状態である。重なる事由は、彼等の家庭が、經濟的に、兒童教育の餘裕なきことにもよらんも、大體に於て、保護者が兒童教育をそれ程重要視せず、加ふるに、内地語に通せざる朝鮮人兒童の大多數は、自らも、就學を欲せざる傾向がある。事實に於て、内地學齡兒童と、朝鮮人學齡兒童との間に、内地義務教育就學の初歩に於て、彼等が有する豫備智識に大なる懸隔があり、同時に、朝鮮人兒童が多數の内地人兒童に混入するところに、一種の恐怖があるらしい。

府縣	就學者		未就學者		計	學齡兒童一人に對する就學者の比	調査月日
	男	女	男	女			
大阪府	11	1	4	1	16	0.3	大正十二年六月十五日
京都府	1	1	1	1	4	0.4	同 九 月 末
兵庫縣	1	1	1	1	4	0.4	同 六 月 末
大分縣	1	1	1	1	4	0.4	同 八 月 末
島根縣	1	1	1	1	4	0.4	同 八 月 末
計	17	5	20	5	42	0.36	

尙大阪府に於ける調査を、少しく、詳細に掲示すれば、

大阪市計 郡部計 (堺岸和田市を含む) 總計	満六歳以上十 四歳未満の者		同上中就學 せるもの		未就學の者		満六歳未満 のもの	
	男	女	男	女	男	女	男	女
二七〇	一七〇	一〇〇	八〇	五〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二九〇	一六〇	一五〇	一〇〇	七〇	一〇	一〇	一〇	一〇
五六〇	三三〇	三〇〇	一八〇	一二〇	二〇	二〇	二〇	二〇

上述の如く、朝鮮人の教育については、成すべき事が多々ある。品性陶冶の上に教育の必要不可欠なることは、今更、喋々多辯を費すの要はないが、特に、朝鮮人労働者に對しては、彼等を完全に同化融合させる上に、又、彼等を保護指導する上に、一層此方面の注意と、努力を必要とするのである。

### 第五章 來住の結果

來住の成績を計る標準は、人により、見地を異にせんも、調査者は朝鮮人労働者の

- (1)生活程度の向上及安定度
- (2)成功と失敗

(3)内地社會との融合同化の程度に因つて定めんとするものである。

#### 一 一般の生活向上

來住朝鮮人労働者の生活は、前章に述べたるが如く、吾人の眼に映するところ、實に、慘じめなものである。然も、彼等は此生活に於ても、朝鮮内地にあるよりも良しとなし、歸鮮を欲するものは少い、調査者が、一、日傭労働者との問答中

仕事があるか、ないか、明らないし、大阪に居て、心細ひ生計をして居るよりも、朝鮮に歸つたらどうです。  
と尋ねたのに對し、  
大阪に居ても、朝鮮に居ても、くらしの苦しいのは同じことです。どうせ同じことだつたら、大阪の明るい町で、くらしたい。  
と答へた。

來住者の中には、随分ひどい生計をして居るものも居るが、それでも貯へすらも持たずに、歸鮮することは、誰れしも欲しない。彼等は一般に、彼等の収入の範圍内にて、つゝましまやかに生活することが出来るのである。前章に述べし、土方一〇〇人、職工三〇人、日傭労働者二〇人の収入を調査せしときに、送金も貯金もしないといふものは、土方に二二人、職工に四人、日傭労働者に一三人ある

のみであつた。即ち、土方七八%、職工八六%、日傭労働者でさへ三〇%は、貯金或は送金をして居るのである。これを全般より見る時は、實に、七四%の貯金或は送金者を見るわけである。

一般より見て、來住朝鮮人労働者の生活は、朝鮮にある時よりも向上されて居ると謂ふことが出来る。彼等が内地社會の文化より受くる刺激は、彼等本來の怠惰性に、確に、或る感應を與へて居る。朝鮮にある朝鮮人労働者と、内地にある朝鮮人労働者の眼色を比較するときに、彼等が、如何に、内地來住によりて、感受性を増したか、明らかに、認識することが出来るのである。來住朝鮮人は、金のある間は徒食なすてふが如き、怠惰性よりは、既に、離れて居る。彼等は將來に對して豫備をする程、その日常生活に眞面目さを持つて居る。同時に、彼等が彼等の生活に對して持つ、この緊張味は、一般に、彼等の生活を向上せしめたものである。

## 二、成功と失敗

來住朝鮮人労働者中の、成功者と失敗者を、全般に亘つて、嚴密に統計する事は、殆んど、不可能なることなれば、茲には、其概觀を述ぶるに止めやう。朝鮮人労働者は、殆んど無一物で、内地に來住するのであるから、彼等が其日のパンを得ることが出来れば、そのみで、既に、成功の部類にあるものと彼等は考へて居る。けれども、社會的に、相當人格者として待遇され居るものは僅少であ

る。前章個人収入表に現はれし、土方一〇〇人、職工三〇人、日傭労働者二〇人、合計一五〇人中、月收二〇圓以下のもの、即ち、單身辛じて一ヶ月の食物を得る標準以下のものを失敗者とし、月收六〇圓以上のものを成功者とするれば、失敗者は總數の二一・三三%に當り、成功者は六%に相當するのである。其他は、朝鮮に於ての生活標準以上にあるものである。換言すれば、失敗者二一・三三%を除き、他の七八・六七%（前節に於ける貯金或は送金をなすもの七四%を比較）は、要するに、内地來住によつて、生活上なし得たるものと看做すことが出来る。勿論、これは、來住朝鮮人労働者の朝鮮に於ける生活の標準を、辛じて、衣食し得る限度にとゞめたるものであるから、これを以て、來住朝鮮人の生活が向上されしものと結論するは、餘りに、冒險であるが、尙、其一般を窺ふことが出来やう。又、労働者としてではなく、朝鮮船、或は朝鮮人麥行商によりて、成功なせしものもあり、其他、労働者たりしものが、成功後、轉職せしものもあり、或は、又、相當成功の上、故郷に錦を着て歸つたものもあるから、實際労働者としての成功者も、パーセンテージの上から謂へば、増える譯である。

茲に、朝鮮人労働者が内地へ來住して、如何なる徑路の下に、成功、或は、失敗したか、實際物語りを紹介して、普く参考に供せんとするのである。

これは二十九歳になる、某硝子工場の一職工の物語りである。

私は今、月収約八〇圓位あります。家内と子供を先日國許から連れて来ました。只今私達仲間の職工を五人下宿させて居ります、而して、共に、俱に眞面目に働かうと毎日話しあつて居ります。私が大阪へ参りましたのは大正八年の夏でございました。其時は既に澤山な同胞が大阪に来て居りました。私は朝鮮では百姓をして居りました。二十三のときに妻を娶りまして二十四のときに父親になりました。其翌年私は邑の者七人と共に日本へ来たのです、其中二人は鐵山の入夫になつて途中で別れました。それで大阪へは五人で来たのでした。一緒に来た中の一人が大阪に友達があつたものですから五人で其人の許に行きました。其人は下宿住居ひをして居たものですから私等もそこで下宿をしました。それから四日目に私は此工場に備はれました。初おは一日六拾錢でした。それでも下宿が五拾錢だつたものですから、毎日拾錢は残りませんでした。酒や煙草ですか——私は酒も煙草もきらひです……煙草は朝鮮では吸つて居ましたが、日本に来ていつの間にかよしました。さうして夜業があつたものですから、月に五圓以上は残つて居りました。仕事は硝子製品を洗つたり運んだりすることでした。私はちつとも辛ひと感じた事はありませんでした。こうして居る間に冬が来ました。日本は冬はほんとに暖かでした。私は水の中に手を入れる事もそんなに苦しくはありませんでした。そのうちに内地入職工の仕事を手傳ふやうになりました。型を持つ事も出来るやうになりました。仕上げに廻つて吹管から切離された製品の入手をする事も出来るやうになりました。さうして三年ばかりの間に私は硝子器具製造について一通りの知識と經驗を得ました……丁度其時でありました此工場の人減しがありましたのは……去年の三月のことなので、私は主人に給料はどんなに安くてもいゝから使つて下さいと頼みました。其時の収入ですか——さうですね……月に六拾圓近くありました。さうして居る間に冬が来ました。幸ひに、私はつゞけて使つてもらひました。収入は別段減りませんでした。今では吹工の仕事をして居ります。今後もこの仕事で立つて行く考へです、内地人の職工ですか……皆んな親切にして呉れました。私は出来るだけ、をとなしく、どんな事があつても、怒らないやうに努めました……それは、いろいろな腹立しいやうな事も、泣きたいやうな事もありませんでした。然し私は私等の同胞が何やかやと不平を云つたり、空威張をしたりするのを見ていつも、いやな氣持がして居りました。私が一月中で一番楽しい日は給料をもらつて、其中か

から妻子の許へ、幾らかの金を送つてやるときの、心持です。——毎月いくら位送るかですつて——初めは五圓か六圓でした……一年ばかりして十圓位送れるやうになりました。それから直ぐに二十圓位送れるやうになりました。一等澤山送つた月は五拾圓送りました……そんな事は四度かありませんでした。妻は四年ばかりの間に貳百七拾圓からの貯金をして居りました。子供も大きくなつて居ました……モウ六つです……エ、四年振りて今年始めて歸つたのです。兩親も未だ丈夫で百姓をして居ります。子供は女ですが日本の學校へ上げて日本の教育をしてやります。未だ日本語がわからないです、妻も知りません。私は早く妻や子に日本語を覚えさせたいと思ひます。エ、モウ私は内地で死にたい位内地が好きです。和服も持つて居ます……妻のも子供のもこさへました。電車へ乗つてどこへも行けます。妻も子供も喜んで居ます。私も幸福です。一緒に来た五人ですか……皆んな相當にやつて居ります。晩に學校へ行つて勉強してるものも居ます……土方になつて働いて金を送つて居るものもあります。皆んな眞面目に自分達の仕事を一生懸命にやつて居ります。

この職工は、來住朝鮮人労働者中の成功者の一人と見るべきものであるが、彼の今日あるは、工場主が、特に、朝鮮人労働者を理解して指導せしことも、其、一因たるに相違なければ、彼が良く隠忍自重して、職を勵みしことが、彼の成功せし最大原因たりしことは、論を俟つまでもない。

次に、廢船内に起居して居る、一、日傭労働者の身の上話を紹介しやう。事實は往々にして小説以上に奇なることあるは、等しく、吾人の是認するところであるが、次の物語りなど、誠に、涙なくして聞く事は、おそらく、出來ないだらう。彼が日本語交りの朝鮮語で、ポツ／＼話した事は、大

凡、次のやうである。

私は今年四十二になります。日本に参りましたのは四十の年であります。お正月(舊曆)がすんで間もないときでありました。私には妻も子もありません……(彼は此時眼に涙をたゝえて)……オ、私は四人の子供の親であります——一等大きいのが數へて見れば十六になります。私は朝鮮で農業をやつて居りました。——田舎では相當のくらしをして居たのです。私の隣りの面(内地の村)から日本に鞍ぎに来て居る一人の若者がありました。彼は毎月拾五圓貳拾圓と送金して來るのでした。田舎で月に拾五圓と謂つたらそれは、大したお金なのです。私は田舎で可成り巾をきかして居たものでしたが、たゞ生きて行くに差支へないといふだけで拾圓の現金が毎月缺かさずあつた事はありません。私は此の事實に大いに刺戟されました。而して妻といふ……相談して、いよ／＼日本へ行かうと決心しました——妻が止めなかつたかと云はれるんですか——妻は初めは賛成しませんでした。然し勿論反對する理由もありません。妻が悲しんだのは、唯、離れて生活することがいやだから泣いたんです。私は私の決心と希望とを妻に説きました。而して持つて居た僅かな田地を六拾圓の典當としました。私は妻に謂ひました……六拾圓位の金は毎月貳拾圓づゝ送つたら三ヶ月で返却することが出来る、而して、私が五年位日本で稼いだら、毎月貳拾圓宛送つたとしても、千圓以上の金が残るじやあないか……さうして、私達は、それこそ、ほんとに、幸福に、餘生を樂むことが出来る……現に隣り面のアノ若僧でさへ月貳拾圓もをくるんだから俺だつたら四拾圓はをくつてやる事が出来る……未來の爲めに忍ばう。と私は勇み立つて六拾圓の金を持つて馬に乗りました。停車場へ行くには、まる一日かゝるので、妻や子供の家の前に佇むて、泣いて居る姿が今でもはつきりと浮びます……

日本に來て船から降りた處(下關ならん)で働かうと思ひました。さうすると大阪へ行くと非常にいゝ仕事があるといつて朝鮮人がどん／＼大阪へ行くものですから私も大阪へ來ました。汽車から降りて表へ出ましたら、そこに一人の朝鮮人が馴々しく私にお辭儀をしました。私は私の里(内地の字)の者でこゝに來て居るものが、私に挨拶するののかと思つて、其男の顔を見ました

が、見覚えはありません。然し其男は一層馴々しい態度で——

よくいらつしやいました……いゝ仕事が澤山にあります……さうして、何んにも考へずに其男と連立つて電車に乗りました。汽車の中で同行があつたらうとお尋ねになるのですか——それはありました。皆んな大阪へ行くと謂つて居りました。たゞ汽車の中で見知り合つたと云ふだけです。勿論私等は皆んな一籍に驟の構内を出たに違ひありません。然し、私は其男と共に電車に乗つてからも同行者のことを考へる餘地を持たなかつたんです。其男の年ですか三十にはならないと思ひました。長老に對して禮を失しないやうに極めて懇懇な男でした。私等は繁華な町で電車を降りました。さうして人混みの暗い中で踊り(活動寫眞の事ならん)を見ました。それから電車に乗つて日本人の宿屋へ行きました。さうして日本料理を食べ日本の洗濯へもはいりました。私は其男に御禮として五拾錢を與へました。其男は笑つて居りました。それから其男が大阪で働くには大阪の勝手を知らなければならぬからつて四、五日の間毎日／＼大阪を歩きました。いろんな面白い見世物も見ました。兩が降つて一日家に居た事もありました。五日後に宿屋から支拂を請求して來ました……全部で參拾九圓許り請求しられたのです……私はびつくりしました……さうしてモウお金がなくなる此支拂の半分は私が拂ふから、半分がお前が支拂へと謂ひましたら……其男は金は少しもないといふんです……さうして附加へていふには……其位の金は二三日働いたら直ぐ儲かる、日本に來て、こんなことで驚いては笑はれる……と謂ふのです。

私は下宿屋に全部の支拂をしました。さうしてモウお金がないから明日から働くといひました。其男は働くんだったら、いつからでもいいと早速連れて行つてやらう……然し日本に來た朝鮮人は誰れでも親方に御土産として金を持つて行かねばならぬ……さうすると仕事をするとする時に着る洋服を親方が呉れる……それを着て仕事をすると……と謂ふのです。私は拾圓土産物として出せといふ其男に五圓で辛抱してもらふやうに頼みましたら……五圓じや洋服代にも足らないが、然し特別に親方に頼んでやらう……でも親方のところへ行つても、他の者には、五圓の土産物だなんてふことを謂ふな、他の者は皆拾圓出してのだから……と云つて出て行きました。

私は今に洋服を持って歸つて呉れるだらうと、其夜は眠りもせず待つて居たんですが、無益でありました。其翌日も晝飯も食はず待つて居たんですが晩になつても歸つて来ません。宿屋からは参圓の宿泊料を請求をされました。私は其時やつと五圓許りの金しかありません。それで其中から参圓支拂つて其晩其處で泊めてもらつて翌朝其宿を出ました。待ちに待つた洋服も来なければ其男も来ません……私はやつと詐欺にかまつた事に気が附いたのでした……何故警察署へ訴へなかつたかですつて……私は、其時は、まるで日本語は知りませんし、また警察署といふ事も考へに浮ばなかつたんです。それどころじやありません、道を歩いてる間でも、今にも其男と遇ふ事がないかと思つて居た位です。

私は其日、幸に朝鮮人ばかり泊つて居る朝鮮人の宿屋を見出しました。さうして今迄の話をしましたら、そいつは盗賊だと皆んなが云ひました。幸ひ翌日から、其處の朝鮮人と一緒に仕事に行けるやうになりました。仕事は土方です。トロ押をやりました。随分力がいりましたが、それでも、初めて日本で仕事をするといふ心の緊張が一日の勞務を終らせしめました。其日歸り参圓七拾錢貰ひました。四拾圓ばかりの金は、二、三日働いたら儲かると盗賊は謂ひましたが、それは嘘だつたのです。然し参圓七拾錢といふ金は私にとつては決して少ない金ではありませんでした。下宿料は六拾錢でした。私は思ひました——これじや一月に参拾圓位、金を送れると。其晩、皆んなが酒を飲みますから、私も飲んで眠りました。其翌日から毎日働きました。體が痛いときもありましたがそれも辛抱しました。丁度半月ばかりしてからであります、雨が降つて皆んな一日休みました。其日皆んなで朝鮮の博奕をやりました……私は勝ちました……参拾圓ばかり勝ちました。私は其日早速故郷へ参拾圓送りました——くすぐつたいやうな氣持で——

斯の様にして私は暮しましたが暑くなる頃には毎日酒を飲む料は多くなり、だん／＼金が残りなくなりました。少しばかり残ると、今度は博奕に負けたりして金を持たずに暮す日が多くなりました。其中身體の具合が悪くなり、足がだん／＼重くなりました(脚氣病になつたものである)。仲間の者はよくある病氣だといつて居りました。私の病氣はちつとも良くなりません。モウトロ押は出来なくなり収入は一日壹圓位になりました。とう／＼私は仕事に行けなくなりました。其時仲間の知人といふ人が来て私に鍼をして呉れました。私の病氣はそれから非常に良くなりました、而して三日目から仕事に行けるやうになりました。然

し其後鍼をして貰はなければ活氣がなくて困るやうになり毎日／＼鍼をして貰ひました。治療代ですか……一回、参拾錢です……(彼がいふ鍼はモルヒネ注射にして彼は此時、モヒ中毒症に罹りしものにして此注射が法律によつて禁止されて居る事も彼は承知して居たのである)

寒くなる頃から、友達の忠告でだん／＼鍼を減らしましたが、もとのやうな元氣は出ません。それでも仕事には行きました。然し力の要らない方の事をやるのですから収入は少した。其中に其仕事も、おしまひになりました。然し、幸ひ身體の具合が非常に良くなつたのですから、今度は道普請の人夫として働きました。此時は日に壹圓五、六拾錢になりましたから相當金が残らなければならぬんですが、交際が多いために國へ送金することは一回もしませんでした。ほんとに、私は、日本に来てから送金したのは、最初に参拾圓と次に貳拾圓の二回きりだったので。一年は過ぎました。私は日本へ来た者の中の古顔になりました。さうして、毎晩酒を飲んで博奕をやるのが私の本職のやうになりました。とう／＼私は下宿から追ひ出されました。それは私が悪いことをして警察署へ連れて行かれたからです。私は警察署で謝りまして、赦してもらひました。此度から一生懸命でやらうと思つたんですが、また、前の病氣が出て来ました。さうして、充分働くことも出来ず、下宿する金もないものですから、今年の春から此廢船の中に住つて居ます。身體の工合の良い日は仕事に行きますが、半日位で止まなければならぬ程身體の加減が悪いときが多いんです——何故朝鮮に歸らないか——此處歸つたつてどうすることも出来ません——故郷から何んともいつてこないか——私はモウ一年以上上の居所を知らしたことはありません……妻や子の事を思ふと、私の血は湧きかへります……

要するに私が國を出るときの決心と、日本に来てから私のやつたこと、は、まるで、矛盾して居るのです。かうして、私は失敗しました……然し、私は未だ生きて行きます……イエ、行かねばなりません。私は死ぬまで働きます……これからは、きつと、貯金します……オ、五百圓貯金が出来ました……私は、つゝまじやかに朝鮮へ……妻子の許に歸ります……

大きな成功を夢みて、遙々内地へ來住し、知らず知らずの間に、誘惑され、今ではどん底生活をし

て居る此日傭労働者が、故郷に残した妻子の事を思ふ其胸中や如何ばかりぞ、思ひやるだに、胸のせまるを覚えるのである。近來は、來住朝鮮人労働者を詐欺的に誘惑するが如き不良鮮人は、影をひそめたが、尙、朝鮮人労働者の、僅な、懐中より種々奸策を弄して金を絞る輩がある、そのことである。

成功の裏には失敗がある。生存競争の敗北者が落ち行く先は……茲に、大阪府下に於ける朝鮮人の犯罪状態を掲げ、彼等の犯罪がどの方面に多きか、犯罪の手口と動機、尙、當局が朝鮮人を保護指導する主旨の下に、如何に、寛容なる刑事政策を執つて居るかの、參考に供せんとするのである。

(大阪府管下朝鮮人犯罪状態)

年次	犯罪件数	検挙		上欄の内	
		件数	人員	受刑人員	不起訴人員
大正九年	三五	二五	二六	二	三
大正十年	三三	三三	三三	三	三
大正十一年	四七	四七	四七	三	三
大正九年 (分類表)					
強盗	三	三	三	一	二
窃盗	三	三	三	一	二

一罪中最も多き 手口と其の件数 犯罪の主なる原因  
強盗 毆打脅迫三、其他一、遊蕩四、  
窃盗 拘捕三〇、空巢三六、住込一八、更替五、上り五、萬引一、其他五、  
手口と其の件数 カブ一、カタメドリ一、シツピン一、花合三、  
平手毆打三、棍棒毆打一、  
無銭飲食六、  
自轉車衝突  
密輸出一、  
利慾二、

大正十年中 (分類表)

罪名	犯罪件数	検挙		上欄の内	
		件数	人員	受刑人員	不起訴人員
窃盗	一三	一七	一〇	六	四
賭博	一	一	一	一	一
殺人	三	三	三	二	一
強盗	一	一	一	一	一
傷害	二	二	二	二	二
過失傷害	二	二	二	二	二
詐欺	二	二	二	二	二
詐欺	二	二	二	二	二
遺失物横領	一	一	一	一	一
遺失物横領	一	一	一	一	一
過失傷害致死	一	一	一	一	一
過失傷害致死	一	一	一	一	一
贓物故買	一	一	一	一	一
贓物故買	一	一	一	一	一
失火	一	一	一	一	一
失火	一	一	一	一	一
阿片法	一	一	一	一	一
阿片法	一	一	一	一	一
計	三五	三六	二六	二二	一四

一罪中最も多き 手口と其の件数 犯罪の重なる原因  
手口と其の件数 應了を以て刺殺一、  
空巢三二、拘捕四〇、住込五、  
萬引七、荷替五、振渡二、屋外二、更替一、上り一、  
カブ一、花合六、シツピン七、ハッタリ四、  
痴情一、憤怒一、怨恨一、  
懶惰二五、貧困一九、盜癖五、出來心一九、常習一六、  
浮浪の結果二一、遊蕩二、  
射撃心四一、常習一九、利慾一六、怠惰八、娛樂七、  
誘惑四、

大正十一年中(分類表)

罪名	犯件數	檢件數	舉人員	上欄の内 受刑人員	不起訴人員	手口と最も多き	犯罪の主なる原因
殺人未遂	三	二	一	一	一	持兇器襲撃四、復讐一、	恨恨一〇、
放火	一	一	一	一	一	手口と最も多き	官憲の取締に對し復讐心を惹起したるもの
因徒奪取	一	一	一	一	一	手口と最も多き	不注
公務執行妨害	一	一	一	一	一	手口と最も多き	利慾
業務上過失傷害	一	一	一	一	一	手口と最も多き	利慾二、
過失傷害	一	一	一	一	一	手口と最も多き	射待心九一、利慾五四、誤樂二二、遊惰一七、習癖六、誘惑三、
贓物收受	一	一	一	一	一	手口と最も多き	口論の末六四、仕事上の争より六、飲酒三、復讐四〇、泥酔四、誤解二、
失火	一	一	一	一	一	手口と最も多き	貧困五、虛榮五、遊惰三、利慾二、
恐喝	一	一	一	一	一	手口と最も多き	貧困六、利慾四、出來心三、女郎買二、
賭博	一	一	一	一	一	手口と最も多き	利慾一、
傷害	一	一	一	一	一	手口と最も多き	利慾一、
詐欺	一	一	一	一	一	手口と最も多き	争論三、
横領	一	一	一	一	一	手口と最も多き	利慾
業務横領	一	一	一	一	一	手口と最も多き	
遺失物横領	一	一	一	一	一	手口と最も多き	
器物毀棄	一	一	一	一	一	手口と最も多き	
商標違反	一	一	一	一	一	手口と最も多き	
鐵砲火藥類取締	一	一	一	一	一	手口と最も多き	
計	四七	四六	四八	四三	六六		

罪名	犯件數	檢件數	舉人員	上欄の内 受刑人員	不起訴人員	手口と最も多き	犯罪の主なる原因
殺人未遂	三	二	一	一	一	持兇器襲撃四、復讐一、	恨恨一〇、
放火	一	一	一	一	一	手口と最も多き	官憲の取締に對し復讐心を惹起したるもの
因徒奪取	一	一	一	一	一	手口と最も多き	不注
公務執行妨害	一	一	一	一	一	手口と最も多き	利慾
業務上過失傷害	一	一	一	一	一	手口と最も多き	利慾二、
過失傷害	一	一	一	一	一	手口と最も多き	射待心九一、利慾五四、誤樂二二、遊惰一七、習癖六、誘惑三、
贓物收受	一	一	一	一	一	手口と最も多き	口論の末六四、仕事上の争より六、飲酒三、復讐四〇、泥酔四、誤解二、
失火	一	一	一	一	一	手口と最も多き	貧困五、虛榮五、遊惰三、利慾二、
恐喝	一	一	一	一	一	手口と最も多き	貧困六、利慾四、出來心三、女郎買二、
賭博	一	一	一	一	一	手口と最も多き	利慾一、
傷害	一	一	一	一	一	手口と最も多き	利慾一、
詐欺	一	一	一	一	一	手口と最も多き	争論三、
横領	一	一	一	一	一	手口と最も多き	利慾
業務横領	一	一	一	一	一	手口と最も多き	
遺失物横領	一	一	一	一	一	手口と最も多き	
器物毀棄	一	一	一	一	一	手口と最も多き	
商標違反	一	一	一	一	一	手口と最も多き	
鐵砲火藥類取締	一	一	一	一	一	手口と最も多き	
計	四七	四六	四八	四三	六六		

表が示すが如く、犯罪中窃盗が最大多数を占め、次いで、賭博、傷害の順序である。重に労働者である朝鮮人の犯罪としては、此状態を首肯することが出来るが、元來、朝鮮人農民は其性質温和にして、寧ろ、遲鈍の感がある位である。然るに、彼等が内地に來住して、傷害罪を構成するやうなことをやることは、全く、不思議な位であるが、一面、彼等が内地來住によつて、將た、又内地文化の刺戟によつて、如何に、其生活に對し神經質になつて居るかを、窺ふことが出来るのである。低級なる彼等は、徒らに、内地人を模放せば足れりとなし、殊更に、内地土方などの下劣なる方面の舉動を、其儘、真似して、得々然たるものがあるのである。彼等が、割合に、喧嘩好きになつたとしたら、其れは、内地下層民の悪い方面の風儀を習つたものとも謂へるのである。

親告罪であるが故に、この犯罪統計表には表はれて居ないが、彼等の間に屢々行はるゝ犯罪事實がある。それは、私通、姦通の類である。朝鮮人來住者、男女別人員の判明せる府縣について統計すれば、男七萬四千六百五人に對し、女は一萬一千十一人の少數である。地方によつては、青森、長野、島根、岐阜、新潟の諸縣の如く、女一人に對し、男二十人以上のところもある。又和歌山、奈良、愛知、兵庫の諸縣は、女の數が比較的に多いが、これは、紡績、機織業に使備さるゝ女工の多きが爲めにして、之れを、詳説せば左の如き有様である。

和歌山縣 女 四八六人中

奈良縣 女 三四六人中  
 紡績女工 四〇九人  
 其他女工 二三人

愛知縣 女 七四三人中  
 紡績女工 二三三人  
 其他女工 三八人

兵庫縣 女 一、三八九人中  
 紡績女工 一四八八人  
 製糸女工 三〇一人  
 機織女工 九九人  
 其他女工 三一人

紡績女工 七八八人  
 其他女工 一二七人

是等女工は、大概、寄宿舎生活をして居るものであるから、一般朝鮮人労働者間に於て、朝鮮人の女は誠に珍らしがられて居るのである。朝鮮人労働者が、より有力なる仲間の爲めに、妻を犯され、或は、奪はれて、相手が勢力者であるてふ事實の爲めに、泣寝入りしたといふ物語りは、調査中、幾度か耳にしたところである。茲に、來住朝鮮人男女別人員の判明せる府縣について、其状態を表示せば、次の如くである。

福岡縣 男 一、〇三一人 女 一、三三五人  
 女一人に對する男の數 八六  
 調査月日 六月末日

調査月日	女一人に對する男の數	女	男
七月末日	一九三三	八六	一、六四
六月末日	一七〇二	三三	六〇六
六月末日	一三二六	三	三九
六月末日	九〇六	四〇七	四、〇七
九月末日	七二七	三九四	二、八五
七月末日	六八三	一〇六	七四
六月末日	二六	一、三九	七、一三
八月末日	三三三	三	七〇
九月末日	一六〇〇	〇	一、六一
九月末日	四〇三	三、七〇	一、八三
八月末日	八七	三二	三、九四
八月末日	一七五	三三	六〇五
六月末日	一一五	六六	六〇九
六月末日	一一八五	五九	六九九
六月末日	二二九	一三	三、三三
九月末日	七〇六	一七	一、四九
八月末日	二八	七三	二、一五
八月末日	二七〇	二六	三、八四
八月末日	一七〇	三	三、九二
八月末日	一四七	三	五、一四
六月末日	一六八	一七	二、八七
六月末日	二〇五	一三	二、七〇

調査月日	女一人に對する男の數	女	男
十月二十五日	五、四〇	二五	八
九月末日	九、五〇	八	一〇
九月末日	八、七	一	三
八月末日	一	二	三
九月末日	三、〇〇	六	三
九月末日	三、三	一六	三、〇〇
十一月五日	一五、三	一七	一、〇〇
十一月末日	三六	七	一、〇〇
十一月末日	六六	七	七、六〇
計	一一、〇一	一、〇一	七、六〇

三 内地社會と融合、社會化の程度

來住朝鮮人労働者は一般に、温順である。彼等は自ら内地人に抗争はしない、彼等は、好んで、内地の風俗に慣れやうとして居る。彼等が和服を着て誇り顔なる、内地社會に同化され得る、第一歩とも云ふ可きであらう。彼等が日常生活に、必要缺くべからざる、内地語に對しては、彼等は、之れに、熟せんと、大なる欲求を持て居るが、未だ全然内地語を解せざるもの、大阪府下に於ては、來住者の半數以上を占めて居る有様である。(九七頁統計参照) 彼等の中でも、内地人の家に住込んで労働して居る者も相當ある。内地人と雜居の程度については、全國的の統計を有せざるも、大阪府下來住朝鮮

備考 調査年は大正十二年  
調査月日の記載なきものは調査月日の報告なかりしもの

人労働者二萬一千九百餘人中、二千四百餘人(十二年八月)は内地人と雜居して居るのである。内地人と結婚して居るものは、大阪府下に於て、僅に、四十餘名(大正十二年八月)を算するのみであるが、一般朝鮮人は内地婦人と婚姻する事を、殆んど、理想として、希つて居るのである。

彼等朝鮮人労働者の間に、別段、之れとして共通した思想はない。朝鮮獨立の要求など謂ふことは、労働者間には考へられて居ないやうである。彼等は働いて、金を獲ることのみ焦慮して居る。たとへ、失業に悩む彼等一部の仲間にあつても、働かうと思つても、仕事がなくして備つて呉れないのだから仕方がない、要するに、自分達の運が悪いのだと諦らめて、決して、現代社會組織を呪ふやうな思想の持合せは、彼等、自身としてはないのである。然し、彼等は、殆んど、衝動的に附和雷同性を持つて居る、だから、此方面に指揮者があらはれたとしたら、自己の意思發動によらずして、或は、衆團的運動を起すかも知れないのである。殊に、朝鮮人労働者中の有力者と結婚する内地婦人の間に、一つの共通した流れが潜むことに、着眼するときに、こゝに何物か意味されないかと、思惟するのである。

### 調査を終るに際して

以上の調査は、たゞ、朝鮮人労働者の一般を叙述したまでのものであつて、未だ、此問題については、尙、研究すべき幾多の事項が残されて居るのである。殊に、震災以來朝鮮人労働者は内地人に對し、非常に神經過敏となり、殆んど、如何なる質問についても——知らぬ——存せぬ——で押通すものだから、其以前の如き打解けた氣持で語り會ふことが出来ない、同時に、調査上これが禍して、機微を究むる上に、困難になつたことは、遺憾の極みであるが、然し、調査者はこれは一時的の變態現象であつて、相互了解するの日が必ず近き將來に來る可きものなるを信するのみならず、却つて、轉禍爲福の幸を以て、倍舊の親睦の實現を豫感するものである。

朝鮮人労働者が、内地に來住する其目的は、等しく、物質、或は精神的欲求の満足に、外ならないのである。さうして、彼等の大部分は冒險的に、何等内地の實狀を知ることなく、一擲千金を夢みて、漫然と渡來するのである——聞いて極樂見て地獄——と謂ふことは、恐らく、彼等が内地に來住した當初の感じだらう。この悲哀の中から、彼等は——折角志を立て、内地に來住したのであるから、何んでも、出來るだけのことをやらう——と決心するのである。然し、沈滞に續くに、沈滞を以てする、内地一般労働市場の現狀と、搦て、加へて、彼等仲間の來住の激増は、屢々、彼等をして、遙々、知らぬ異境に途方に暮るゝの不運を嘆せしむるのである。若しも、朝鮮人労働者が朝鮮に有る間に、内地の現狀を熟知して居たならば、彼等は、決して、無謀の渡來を計畫しなかつたであらう。

内地に來住して失敗落魄せし者にとつては、其以前、彼等が朝鮮に居た時に聞かされた、内地出稼者の巧言美辭と、小成金の土産譚は、實に、彼等を窮地に陥れる罠であつたのである。

朝鮮人労働者が内地に來住して、異りたる労働方法に適應する必要と、異りたる生活状態の下に生存せんとする努力は、彼等の精神に重大なる變化を與ふるものである。鈍感であつたものも敏感になるだらう、或種の不安と恐怖とは、常に、彼等をして虚勢を張らせしめる。彼等の職業の本質上、其活動は、略、一定の範圍に限られ、勢ひ、彼等の注意の目的も、其交際を結ぶ内地人の階級も、其範圍が限定されて居る。而も、それは、内地に於ける最下流の階級である。それでなくても、彼等は元來、重に、農民階級であつて、市民階級のものでない。朝鮮人労働者が、直ちに、内地社會の市民として、不完全なること勿論である。茲に、同化指導の必要が生ずるのである。

朝鮮に於ける朝鮮人に對して、急激なる同化政策を行ふことについては、異論なきに非ざるも、一度、内地に來住して内地社會の一員となれる朝鮮人に對しては、充分に、同化政策を行はざる可からず。これ、個人の社會化に外ならないからである。朝鮮人労働者の無制限來住を認むることの、可否は茲に省きて、一度、内地に來住せしものについては、飽くまでも、保護指導すべきである。これ、我國民の義務である。然るに、島國的偏見を以て、同胞融和を缺くが如きは、これ、國民が國家生活並社會生活の眞義を解せずして、小我の天地に踟躕執着するが爲めなりと謂ふも、過言でなからう。

現状について述べれば、朝鮮人労働者が、(1)住居を得るに困難し、(2)労働能率を増進すべき何等の施設を有せず、(3)學齡兒童中未就學兒童の多き等の實狀は、目下の急務として、特に、考慮すべきと同時に、朝鮮人労働者も、(1)内地に永住するの覺悟を持ち、(2)自ら分離して社會をつくることなく、勉めて自由に内地人の間に交り、(3)内地人の風俗習慣を採用し、(4)忠實なる内地人たるの心掛を持つべきである。

要之、朝鮮人労働者問題は、最早や、一都市の問題ではなく、實に、重大なる國家問題であると思はれるのである。而も、非常に困難な問題である。調査者は、たとへ、それが調査に對する興味の中心を失ふことになるとしても、其對應政策について、茲に、詳に、述ぶるの餘裕を有しないのであるが、少くとも、朝鮮人労働者の現状に、光明を與ふべき要因の考慮は、何を措いても、なさざる可からずと、思惟するのである。(大正一二、一三、八)

本書は、課員井上無三四をして、主として、本市在住の朝鮮人労働者の生活につき、調査せしめたる報告にして、その内容は一般に裨益するところあるべきを思ひ、こゝに公刊するに至つたのである。

大阪市社会部調査課

朝鮮人労働者問題 (終)

大正十三年四月十八日印刷  
大正十三年四月二十日發行

朝鮮人労働者問題  
正價 金壹圓

編纂者 大阪市社会部調査課

印行者 京都府丸太町通寺町東入 八坂浅次郎

印刷所 京都府東川通川端東入 弘文堂印刷部



發行所 京都府丸太町寺町東入 振替大阪三五二六四番 弘文堂書房

工ト24-2

大 阪 市  
社 會 部 調 査 課 編 纂

再 版 再 版 再 版 新 刊

日 備 勞 働 者 問 題	余 暇 生 活 の 研 究	工 場 勞 働 雇 傭 關 係	最 近 勞 働 爭 議 顛 末
---------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------

正價貳圓五拾錢 送料拾八錢	正價貳圓八拾錢 送料拾八錢	正價金參圓 送料拾八錢	正價金貳圓 送料拾八錢
------------------	------------------	----------------	----------------

弘 文 堂 發 兌

終